

大道子どもの家の指定管理者の指定について

1 選定経過

(1) 選定方法

「藤沢市指定管理者制度導入及び運用の基本方針」に基づき、指定管理期間中の一施設の追加であるため、現指定管理者を特定して選定する。

(2) 募集要項の提示

2020年（令和2年）6月23日

(3) 申請書（事業計画書、収支予算書を含む）の受理

2020年（令和2年）8月11日

(4) 選定結果

書類による内部審査により、現指定管理者である公益財団法人藤沢市みらい創造財団を指定管理者の候補者として選定する。

(選定理由)

- ① 現指定管理者は、市内17地域子どもの家の管理運営を担っており、十分な資質を備えていると認められる。
- ② 本施設は、地域住民との協働による管理運営が必要な施設であり、当該法人は、本施設において地域住民による運営委員会との連携により、効率的・効果的な管理運営の実績があると認められる。

2 審査基準

(1) 指定管理者であるための基本的理解

- ① 指定管理者制度への理解
- ② 管理運営の基本方針

(2) 管理運営能力

- ① 団体の適性
- ② 財政面の健全性・安定性

③ 管理運営実績

(3) 施設の効用の発揮

- ① 施設利用の促進
- ② サービスの向上
- ③ 平等な利用の確保
- ④ 利用者意見等の把握

(4) 施設の管理

- ① 施設・設備の維持管理

(5) 危機管理体制

- ① 防犯・防災対策
- ② 緊急時の対応

(6) 人員体制・経費

- ① 人員体制
- ② 収支予算書
- ③ 効率的な運営

(7) 市の施策への理解

- ① 情報の管理体制
- ② 環境への配慮
- ③ 人権施策への理解
- ④ 暴力団排除への対応

(8) 特記事項

- ① 地域住民との協働・連携体制
- ② 青少年団体との協働・連携
- ③ 青少年育成事業推進の実績

藤沢市地域子どもの家 指定管理事業計画書

指定管理期間

2021年(令和3年)4月 1日から

2023年(令和5年)3月31日までの2年間



本事業計画書は(仮称)大道子どもの家指定管理者選定のため作成したものです

【 目 次 】

I 団体の基本的要件

1 指定管理者であるための基本的理解

(1) 指定管理者制度への理解	1
(2) 管理運営の基本方針	2
① 藤沢市青少年施設の管理運営の基本方針	
② 公の施設管理者として	

2 管理運営能力

(1) 団体の適性	4
① 財団の概要	
② 団体の種別	
③ 基本理念	
④ 経営方針	
⑤ 組織基盤・体制	
⑥ コンプライアンスへの取り組み	
⑦ 安全衛生管理体制	
(2) 財政面の健全性・安定性	9
① 過去2カ年の財務諸表	
② 財務分析表（健全性・安定性分析）	
(3) 管理運営実績	12

II 事業計画書

1 施設の効用の発揮

(1) 施設利用の促進	13
① 地域と協働した施設運営	
② 親子で遊べる施設づくり	
③ 安全・安心な施設の運営	
④ マスコットキャラクター「みらぞう」の活用	
(2) サービスの向上	19
① 地域運営の促進	
② 利用者の手が届きやすいPR活動	
③ 施設内での飲食の検討	
④ 見守る人研修の充実	
⑤ 時代のニーズに即した施設運営及び整備	
⑥ 東京オリンピック・パラリンピックの機運を高める取り組み	
(3) 平等な利用の確保	24
① 職員及び見守る人の適切な対応	
② 誰もが利用しやすい施設環境づくり	
(4) 利用者意見等の把握	25
① 満足度調査(施設利用者アンケート)の実施	
② 意見提案箱の設置	
③ 要望・苦情等の対応	
④ 反映方法	
⑤ 専門委員会の設置	

2 施設の管理	
(1) 施設・設備の維持管理	27
① 施設・設備の長寿命化への取り組み	
② 施設利用者等からの要望について	
③ 備品の管理について	
3 危機管理体制	
(1) 防犯・防災対策	30
① 防犯対策	
② 防災対策	
(2) 緊急時の対応	33
① 緊急時対応の基本方針	
② 発生時の対応	
4 人員体制・経費	
(1) 人員体制	36
① 職員配置	
② 見守る人委嘱数	
③ 運営委員会構成団体及び人数	
④ 見守る人研修計画	
⑤ 職員研修計画	
(2) 収支予算書	39
① 再委託の業務	
(3) 効率的な運営	41
① 地域ボランティアとの協働	
② コスト縮減の徹底	
③ 光熱水料費の縮減	
5 市の施策への理解	
(1) 情報の管理体制	43
① 情報公開	
② 個人情報保護	
③ 情報セキュリティ対策	
(2) 環境への配慮	44
① 都市緑化の推進	
② 環境へ配慮した取り組み	
(3) 人権施策への理解	45
① 人権を守るための具体的な取り組み	
② 障がい者への配慮	
(4) 暴力団排除への対応	47
① 暴力団排除の推進	
② 暴力団員等による不当行為等の防止	
6 特記事項	
(1) 地域住民との協働・連携体制	48
① 運営委員会による施設運営	
② 運営委員会による事業	
③ 地域での子どもの見守り	
(2) 青少年団体との協働・連携	50
① 関係団体所属の運営委員	
(3) 青少年育成事業推進の実績	51

I 団体の基本的要件

1 指定管理者であるための基本的理解

(1) 指定管理者制度への理解

公益財団法人藤沢市みらい創造財団（以下「本財団」という。）は、藤沢市青少年施設25施設（藤沢市青少年会館【2館】、藤沢市立児童館【5館】、藤沢市少年の森、藤沢市地域子ども家【17施設】）においては、平成17年からこれまでの16年間、藤沢市運動施設等（秩父宮記念体育館、石名坂温水プール、秋葉台公園、八部公園）においては、平成18年からこれまでの15年間、指定管理者として、適正な管理運営を行ってきました。

本財団は、この間「民間事業者等の有する能力、経験、知識等を広く活用することにより、多様化する市民ニーズに効率的、効果的に対応すると共に、市民サービスの質の向上と経費の縮減等を図る」という指定管理者制度の目的、趣旨について十分理解した上で、常に経費縮減を図りながら効率性、機動性及び専門性を発揮し、施設利用者へのサービスの向上に努めてきました。

今後も、「藤沢市指定管理者制度導入及び運用の基本方針」を理解、尊重し、藤沢市青少年施設の管理者として、これまでの経験と実績を生かし、市民サービスの質の向上と適正な管理運営に努めると共に、藤沢市の出資団体として、藤沢市の政策、施策の推進及び課題の解決に向けた取り組みを推進します。



藤沢市青少年会館



藤沢市少年の森



藤沢市立児童館



地域子ども家

(2) 管理運営の基本方針

① 藤沢市青少年施設の管理運営の基本方針

本財団は、青少年健全育成の拠点施設である藤沢市青少年会館、藤沢市少年の森、藤沢市立児童館、藤沢市地域子どもの家の各施設の指定管理者として、「第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画」の柱である「子どもの居場所の充実」「青少年の健全育成と非行防止活動の推進」などを十分に理解した事業展開と施設の管理運営を行います。

特に「子どもの居場所の充実」については、市内の青少年団体や育成団体、校長会、各施設の運営委員長等の各専門分野の方々に組織された本財団青少年事業部の専門委員会である「青少年育成委員会」において、子ども達のよりよい放課後の居場所について2年間に渡って議論し、まとめた「みらい創造財団が目指す子どもたちの“イイ場所”」（下記）を本財団が各青少年施設を運営するに当たっての基本方針として運営します。

みらい創造財団が目指す子どもたちの“イイ場所”

「イイ場所」

- 子どもたちが純粋に楽しく遊べる場所
- 子どもたちが思いっきり、のびのび遊べる楽しい場所

- 子どもたちもおとなも安全・安心な“イイ場所”
- 子どもたちが自由な発想で遊べる“イイ場所”
- 子どもたちをサポートする気持ちを持ったおとながいる“イイ場所”

また、本財団はこれまで20年以上に渡って青少年施設管理運営してきており、その運営の中で培った運営のノウハウや地域との繋がりを最大限に活用します。さらに青少年施設を拠点として、地域の方々等との連携・協力により、多様な他者と協働することで子ども達の能力形成の機会となる様々な体験事業等を実施します。

このような、子ども達の健やかな成長と保護者の子育てを支援することにより、「社会性」「協調性」、自己肯定感を持った活力ある「生きる力」を育む施設としての役割を果たします。

② 公の施設管理者として

本財団は、平成17年から4期、計16年間、指定管理者として藤沢市青少年施設の管理運営を行うほか、藤沢市運動施設等（秩父宮記念体育館、石名坂温水プール、秋葉台公園、八部公園）においても、平成18年から4期、計15年間の管理運営を行ってきました。このような長年にわたる公の施設の適正な管理運営を行ってきた経験と実績を生かし、安全で快適な施設管理を行うと共に、以下の10項目を心構えとして、施設の適正な管理運営を行います。

《公の施設の管理者としての心構え》

- 1 藤沢市と密接な連携を図り、市の施策に沿った運営を行います。
- 2 市民が公平に施設利用及び事業参加できるよう、公平性、透明性のある運営を行います。
- 3 利用者の安全管理、衛生管理を徹底し、安心して利用できる施設づくりを行います。
- 4 「第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、事業展開、施設運営を行います。
- 5 「藤沢市緑の基本計画」に基づき、緑の保全・創造・普及に努めます。
- 6 「藤沢市地球温暖化対策実行計画」に基づき、環境への負荷の低減が図られる資材を利用するなど、環境に配慮した施設運営を行います。
- 7 「藤沢市人権施策推進指針」並びに「藤沢市における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対策要領」に従い、誰もが公平に施設利用や事業参加ができるよう、配慮した施設運営を行います。
- 8 「藤沢市個人情報の保護に関する条例」及び「藤沢市情報公開条例」並びに「藤沢市暴力団排除条例」はもとより、本財団において整備した同様の規程を遵守し、藤沢市に準じた施設運営を行います。
- 9 施設に関する条例に定められた事項、その他関連法令等を遵守し、施設運営を行います。
- 10 藤沢市に定期的な報告・連絡・相談を行いつつ、事業計画書・事業報告書を適切に作成し、提出します。

2 管理運営能力

(1) 団体の適性

① 財団の概要

2020年(令和2年)8月1日現在

名称	公益財団法人 藤沢市みらい創造財団																
所在地	〒251-0054 神奈川県藤沢市朝日町10番地の8	電話番号	0466-21-7861														
代表者	理事長 石井 恒男	FAX	0466-28-9567														
設立年月日	1995年(平成7年)4月1日																
沿革	<p>1995年(平成7年)4月1日 財団法人藤沢市青少年協会が設立(藤沢市みらい創造財団の前身)</p> <p>2000年(平成12年)12月1日 財団法人藤沢市スポーツ振興財団が設立</p> <p>2010年(平成22年)4月1日 財団法人藤沢市青少年協会・財団法人藤沢市スポーツ振興財団・財団法人藤沢市芸術文化振興財団の3財団が統合し「財団法人藤沢市みらい創造財団」として事業を開始</p> <p>2012年(平成24年)4月1日 公益財団法人移行認定を受けて、「公益財団法人藤沢市みらい創造財団」に名称変更</p>																
事業内容	<p>■公益目的事業</p> <p>(1) 青少年の健全な育成を目的とする事業</p> <p>(2) 市民の生涯スポーツの推進と健康づくりを目的とする事業</p> <p>(3) 芸術文化の振興を目的とする事業</p> <p>■収益事業等</p> <p>(1) 収益事業 物品販売事業および駐車場管理運営事業</p> <p>(2) その他事業 市からの受託事業など</p>																
理事会 評議員会	<p>■役員構成(理事会)</p> <table border="1"> <tr><td>理事長</td><td>1人</td></tr> <tr><td>副理事長</td><td>3人</td></tr> <tr><td>専務理事</td><td>1人</td></tr> <tr><td>理事</td><td>15人</td></tr> <tr><td>監事</td><td>2人</td></tr> </table> <p>■評議員構成</p> <table border="1"> <tr><td>評議員</td><td>18人</td></tr> </table>	理事長	1人	副理事長	3人	専務理事	1人	理事	15人	監事	2人	評議員	18人	<p>■理事・評議員の選出団体等</p> <table border="1"> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 藤沢市体育協会 藤沢市スポーツ推進委員協議会 藤沢市地区社会体育振興協議会連合会 藤沢市スポーツ少年団本部 藤沢市レクリエーション協会 藤沢市青少年育成協議会 藤沢市子ども会連絡協議会 藤沢市ボーイスカウト連絡会 藤沢市青少年指導員協議会 藤沢SL少年団 藤沢市子ども青少年部 藤沢市青少年問題協議会 児童クラブ運営委員長会議 地域子どもの家運営委員長会議 藤沢地区保護司会 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 藤沢市文化団体連合会 藤沢市合唱連盟 藤沢市民交響楽団 湘南コール・クリューン 人形劇サークル「ピッコロ」 公益社団法人藤沢市医師会 藤沢商工会議所 藤沢工フエム放送株式会社 藤沢市立小学校長会 藤沢市立中学校長会 東京地方税理士会藤沢支部 学識経験者 行政関係者 障がい者スポーツ関係者 </td> </tr> </table> <p>※青字は「市内青少年関係団体」</p>		<ul style="list-style-type: none"> 藤沢市体育協会 藤沢市スポーツ推進委員協議会 藤沢市地区社会体育振興協議会連合会 藤沢市スポーツ少年団本部 藤沢市レクリエーション協会 藤沢市青少年育成協議会 藤沢市子ども会連絡協議会 藤沢市ボーイスカウト連絡会 藤沢市青少年指導員協議会 藤沢SL少年団 藤沢市子ども青少年部 藤沢市青少年問題協議会 児童クラブ運営委員長会議 地域子どもの家運営委員長会議 藤沢地区保護司会 	<ul style="list-style-type: none"> 藤沢市文化団体連合会 藤沢市合唱連盟 藤沢市民交響楽団 湘南コール・クリューン 人形劇サークル「ピッコロ」 公益社団法人藤沢市医師会 藤沢商工会議所 藤沢工フエム放送株式会社 藤沢市立小学校長会 藤沢市立中学校長会 東京地方税理士会藤沢支部 学識経験者 行政関係者 障がい者スポーツ関係者
理事長	1人																
副理事長	3人																
専務理事	1人																
理事	15人																
監事	2人																
評議員	18人																
<ul style="list-style-type: none"> 藤沢市体育協会 藤沢市スポーツ推進委員協議会 藤沢市地区社会体育振興協議会連合会 藤沢市スポーツ少年団本部 藤沢市レクリエーション協会 藤沢市青少年育成協議会 藤沢市子ども会連絡協議会 藤沢市ボーイスカウト連絡会 藤沢市青少年指導員協議会 藤沢SL少年団 藤沢市子ども青少年部 藤沢市青少年問題協議会 児童クラブ運営委員長会議 地域子どもの家運営委員長会議 藤沢地区保護司会 	<ul style="list-style-type: none"> 藤沢市文化団体連合会 藤沢市合唱連盟 藤沢市民交響楽団 湘南コール・クリューン 人形劇サークル「ピッコロ」 公益社団法人藤沢市医師会 藤沢商工会議所 藤沢工フエム放送株式会社 藤沢市立小学校長会 藤沢市立中学校長会 東京地方税理士会藤沢支部 学識経験者 行政関係者 障がい者スポーツ関係者 																

② 団体の種別

本財団は、神奈川県知事より公益法人としての認定を得て、平成24年4月に公益財団法人へ移行しました。これからも公益財団法人としての役割を追求し、効率的かつ効果的な事業運営及び市民サービスのさらなる向上に努めます。

青少年事業部においては、施設機能を最大限に発揮し、多様な体験プログラムを提供すると共に青少年の活動を支援するための人材の育成、青少年に関わる組織・団体の活動を支援することで、「第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画」～未来を創る子ども・若者が健やかに成長する子育てにやさしいまち～に寄与します。

③ 基本理念

本財団は、未来を担う青少年の健全育成の推進、市民のスポーツ・レクリエーション活動及び芸術文化活動の普及振興を通じ、全ての市民の心豊かで生き生きとした健康な生活を形成するため、「夢、希望、感動に溢れる明るいみらいをみんなで創る」を経営の基本理念としています。

④ 経営方針

本財団は、青少年育成、スポーツ、芸術文化の各分野の統合から8年目、また、公益財団法人移行から6年目を迎えました。この間の組織としての大きな変化や、多様化する市民ニーズに的確に対応しつつ、本財団の基本理念に基づき、各分野において様々な事業を展開してきました。そのような中、将来に向けて安定した法人経営を継続的に進めるため、「組織の効率化」、「人材育成」、「自主財源の確保等による財務強化」、「事業の質の更なる向上」、「公益財団法人としてのコンプライアンス強化」の5項目を重点課題とし、質の高い、かつ臨機応変で柔軟なサービスの提供を目指した改革に取り組みました。

今後も、事業を継続的かつ安定的に実施するため、常に事業の見直しを進めると共に、積極的な情報発信により地域や関係団体との連携を深め、利用者の立場に立った、より質の高いサービスの提供に努めます。

施設の管理運営については、本財団がこれまでに培ってきたノウハウ、人材、実績を効果的に活用し、利用者により安全で安心して快適に施設を利用していただけるよう、施設及び設備の充実に努めます。

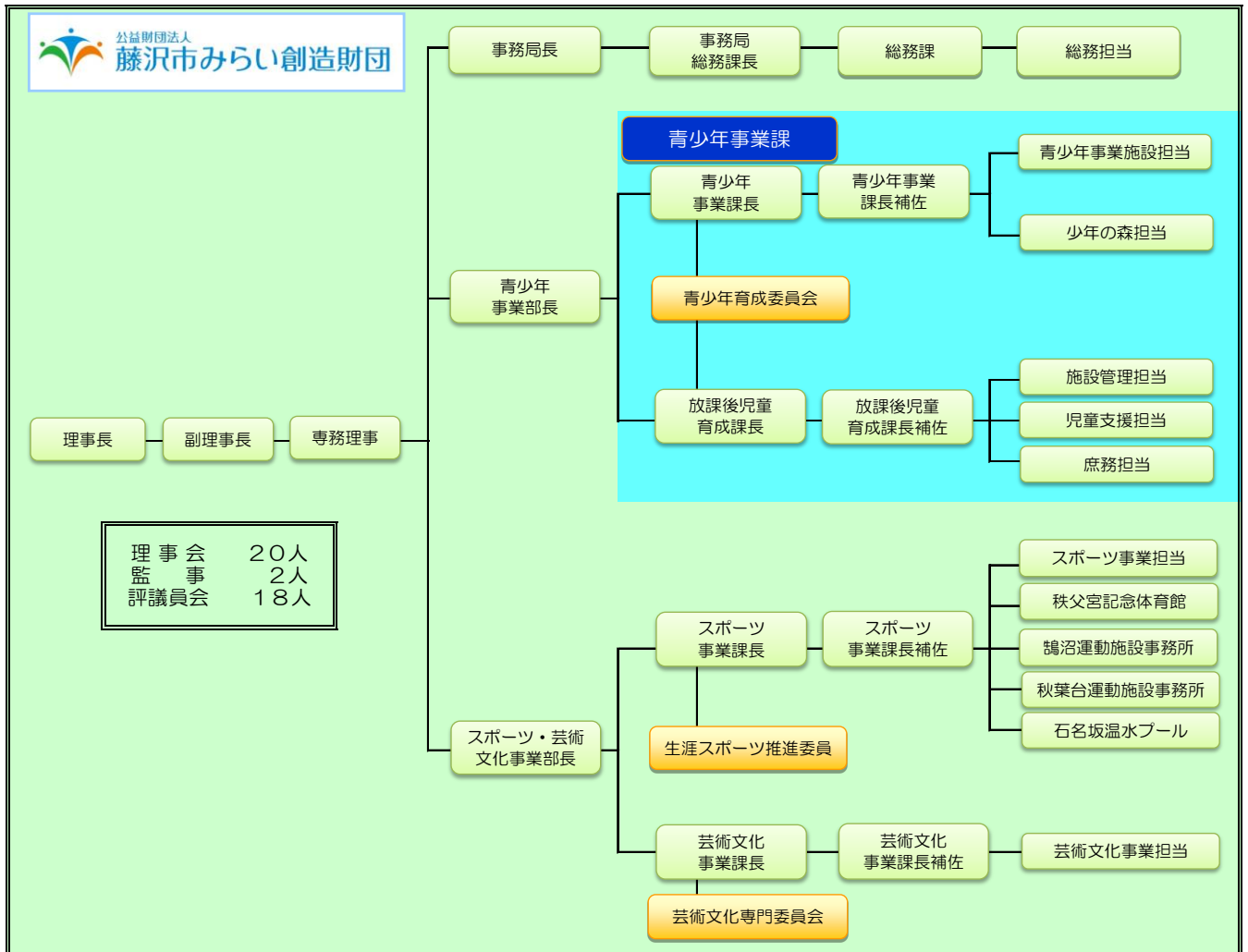
また、平成30年4月には「人材育成基本方針」「財務運営基本方針」「事業運営基本方針」「組織運営基本方針」の4つの基本方針を柱とした「経営計画2020」を策定し、公益財団としての経営の健全化と安定的な運営に努めます。

⑤ 組織基盤・体制

本財団は、公益財団法人として専門的な知識を有する方々で組織する理事会及び評議員会を定期的開催しています。さらに専門的分野に関しては、各事業課に専門委員会（青少年育成委員会、生涯スポーツ推進委員会、芸術文化専門委員会）を組織し、事業運営の方向性及び課題などについて諮問的機能を併せ持った運営を行っています。

組織図

2020年8月1日現在



⑥ コンプライアンスへの取り組み

藤沢市が出資する公益財団法人として、社会的信頼性の確保と業務運営の公正性が求められる中で、全ての職員が共通の認識をもってコンプライアンス行動を実践することにより、市民から信頼される組織となることを目指しています。

コンプライアンス行動指針

法令を遵守することは当然の義務であり、単に法令を違反しないということだけではなく、組織内の規程を遵守し、職員一人ひとりが業務上だけでなく私生活においても高い倫理観をもち、社会的責任を自覚して良識ある行動をとるよう、常に意識しなければならない5項目を行動指針としています。

1 法令等を遵守した適正な事務執行

事務の執行にあたっては、常に根拠となる法令等を確認し、改善が必要な場合には、迅速に対応します。また、違反行為や違反の可能性がある行為等を知ったときは、隠ぺいしたり見過ごしたりせず、「公益通報者保護規定」に基づき、適切な対応をとります。また、公金の取り扱いについては、市民から預かった大切な税金等が原資になっていることを常に意識し、複数の職員での確認を徹底します。

2 信頼される市民対応

市民と接するときには、自らの対応が本財団への評価となることを常に意識し、誠実かつ公平・公正な対応をとります。また、暴力や脅迫など不当要求行為等に対しては、「不当行為等の対策に関する要綱」に基づき、毅然と対応します。

3 服務規律の徹底

職務遂行中はもとより、勤務時間外においても市民の信頼を損なう行動、利害関係者からの金銭、物品等の提供を受けたり、飲食、遊戯をともにする等市民の疑惑を招くような行動はしないよう徹底します。

4 情報管理の徹底

個人情報、個人情報保護に関する規程に基づき、適切な取り扱いを行い、電子情報の漏えい、改ざんやシステム障害を防止するため、情報セキュリティー対策の重要性を認識して行動します。

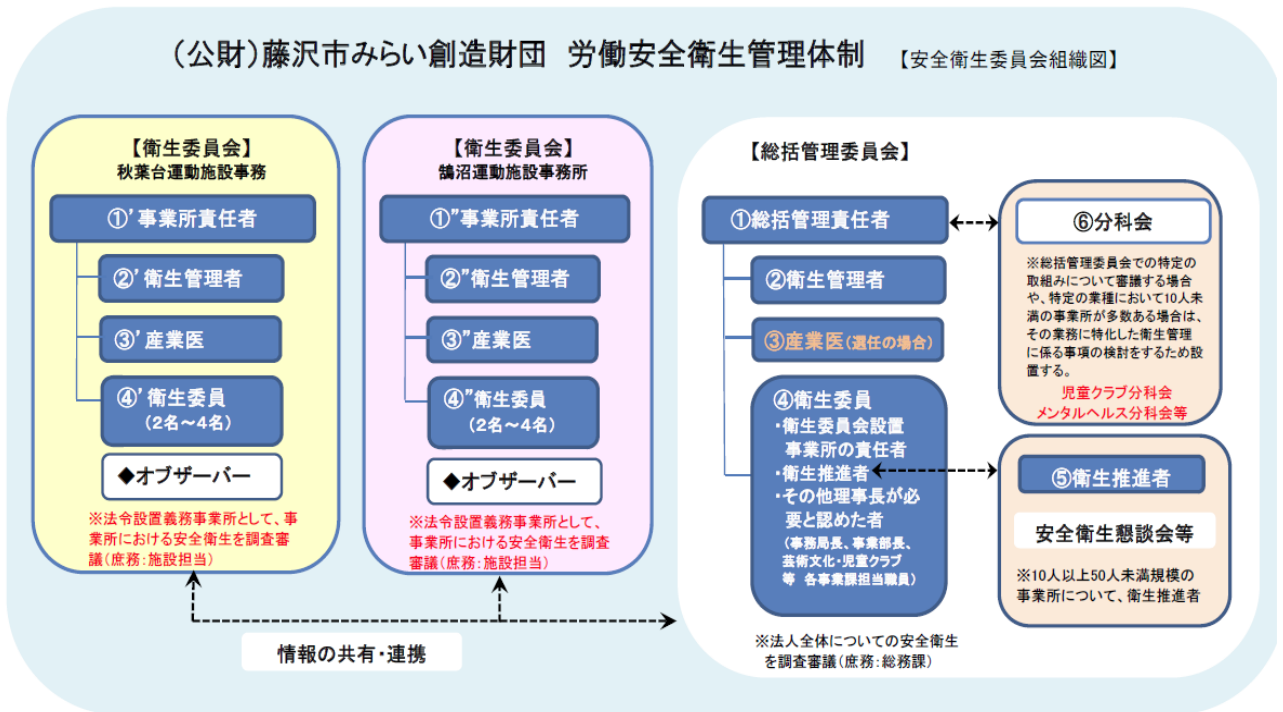
5 ハラスメントの防止

セクシャルハラスメントやパワーハラスメント等のハラスメントは、勤労意欲を低下させるとともに、職場環境の悪化を招き、円滑な職務の遂行を阻害する行為であることを認識し、その防止に努めます。

⑦ 安全衛生管理体制

本財団では、臨時職員を含む全ての職員が、心身の健康を保ち、快適な職場環境を形成するために職員の安全衛生管理について、総括管理委員会及び衛生委員会を組織し、安全衛生に関する事項を調査・審議しています。青少年育成、スポーツ、芸術文化の各分野において、直接市民と接する中で、職員が安全かつ心身の健康を保つことは、市民サービスの向上にもつながると考えています。

(公財)藤沢市みらい創造財団 労働安全衛生管理体制 【安全衛生委員会組織図】



(公財) 藤沢市みらい創造財団 総括管理委員会 委員構成

役職等	所属等	資格等
総括衛生管理者	専務理事	
総括衛生管理者代理	事務局長	
産業医	藤沢市保健医療財団	
衛生管理者	事務局 総務課	第二種衛生管理者
衛生管理者	青少年事業課	第二種衛生管理者
委員	青少年事業部長	
委員	スポーツ・芸術文化事業部長	
委員	スポーツ事業課 鶴沼運動施設事務所	衛生委員会 委員長
委員	スポーツ事業課 秋葉台運動施設事務所	衛生委員会 委員長

役職等	所属等	資格等
委員	芸術文化事業課 芸術文化事業担当	第二種衛生管理者
委員	スポーツ事業課 秩父宮記念体育館	第二種衛生管理者
委員	スポーツ事業課 石名坂温水プール事務所	第二種衛生管理者
委員	スポーツ事業課 スポーツ事業担当	第二種衛生管理者
委員	青少年事業課 施設管理運営担当	衛生推進者
委員	青少年事業課 少年の森担当	第二種衛生管理者
委員	青少年事業課 児童館	衛生推進者
委員	放課後児童育成課 児童支援担当	衛生推進者
委員	放課後児童育成課 管理運営担当	衛生推進者

(2) 財政面の健全性・安定性

本財団の財務状況は、財務諸表に基づく一般的な財務分析から示される数値により、公益財団法人として適正であり、当該指定管理施設の管理運営を計画的かつ安定的に行える経営資力を有しています。

本財団では、人材育成、財務運営、事業運営、組織運営の4本の柱からなる「財団運営方針」を定め、平成30年度から令和2年度までの3年間で、運営方針に沿った経営計画2020を策定しました。その中で、財務運営については、収支の適正化及び業務の効率化による財務基盤の確立を計画的に図ってきました。

今後も継続的・安定的に高水準のサービスを提供し、未来を担う青少年の健全育成に寄与するため、より一層の安定した財務基盤の構築に努め、公益財団法人として責任ある法人運営を行います。

① 過去2カ年の財務諸表

■ 貸借対照表

(単位：円)

科目	平成29年度	平成30年度
I 資産の部		
流動資産	310,802,985	362,431,627
固定資産	1,347,708,786	1,373,259,110
資産合計	1,658,511,771	1,735,690,737
II 負債の部		
流動負債	285,084,134	354,969,197
固定負債	502,082,879	537,559,806
負債合計	787,167,013	892,529,003
III 正味財産の部		
指定正味財産	416,680,797	412,333,842
一般正味財産	454,663,961	430,827,892
正味財産合計	871,344,758	843,161,734

■ 正味財産増減計算書

■ 正味財産増減計算書

(単位：円)

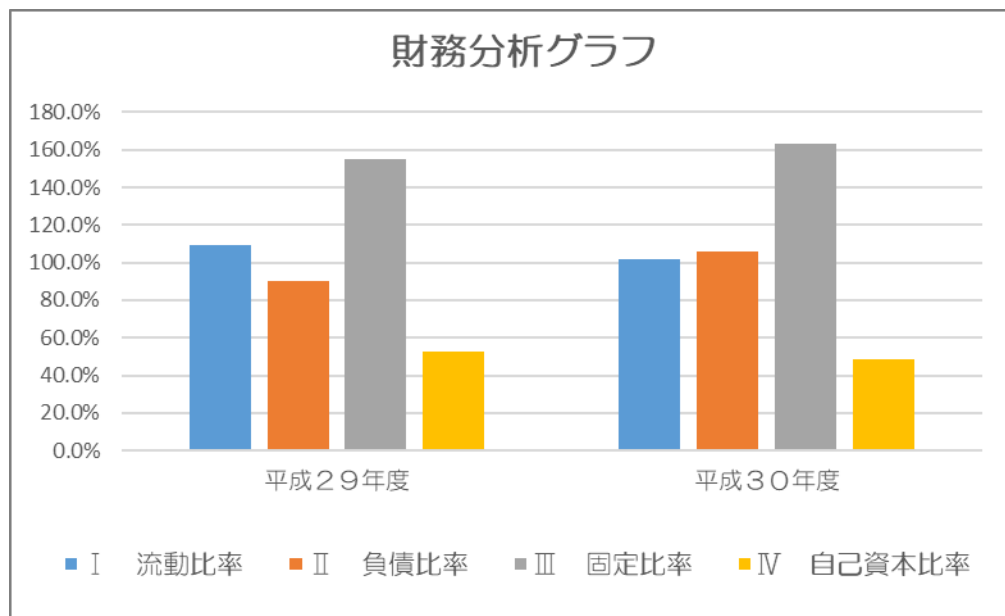
科目	平成29年度	平成30年度
I 一般正味財産増減の部		
(1) 経常収益		
基本財産運用益	3,760,000	3,760,000
特定資産運用益	463,057	446,042
受取会費	1,620,000	1,659,000
事業収益	402,867,163	400,749,214
指定管理料収益	1,225,854,000	1,186,417,497
受託収益	53,656,006	57,282,948
受取補助金等	178,258,670	154,801,172
受取協賛金	2,106,000	2,490,000
受取負担金	1,089,445,408	1,181,591,093
受取寄付金	2,315,000	349,269
雑収益	5,199,206	4,693,444
経常収益計	2,965,544,510	2,994,239,679
(2) 経常費用		
事業費	2,784,785,489	2,882,193,809
管理費	118,735,884	122,266,556
経常費用計	2,903,521,373	3,004,460,365
(3) 経常外収益		
固定資産受贈益	0	1,340,000
雑収益	6,935	0
経常外収益計	6,935	1,340,000
(4) 経常外費用		
固定資産除却損	739,132	9,449,183
雑損失	20,000	0
経常外費用計	759,132	9,449,183
法人税・住民税及び事業税	4,081,100	5,506,200
II 指定正味財産増減の部		
受取負担金	19,284,000	0
一般正味財産への振替額	△ 5,681,674	△ 4,346,955
【当期正味財産増減額】	70,792,166	△ 28,183,024
【正味財産期首残高】	800,552,592	871,344,758
【正味財産期末残高】	871,344,758	843,161,734

② 財務分析表（健全性・安定性分析）

貸借対照表並びに正味財産増減計算書から算出した財務分析データを、グラフで表示したものです。

指 標	平成29年度	平成30年度
I 流動比率	109.0%	102.1%
II 負債比率	90.3%	105.9%
III 固定比率	154.7%	162.9%
IV 自己資本比率	52.5%	48.6%

- I 流動比率 : この比率が高いほど、短期的な資金繰りに余裕があることを示す指標。
- II 負債比率 : 他人資本が自己資本に対してどれだけあるかを示す指標。
- III 固定比率 : 固定資産のうちどの程度が自己資本で賄われているかを示す指標。
- IV 自己資本比率 : 総資産に占める自己資本の割合を示す指標。



財務指標の数値については、営利を目的とする企業とは異なることから、相対的には高い評価とはなっていませんが、公益法人としての健全性は保たれています。

今後も更なる運営の効率化や収益の拡大など、自主財源の確保にも重点を置き、経営基盤の強化に継続して取り組みます。

(3) 管理運営実績

本財団は、藤沢市青少年協会の時代から25年間にわたり、藤沢市の出資団体として、行政、地域、関係団体、学校と連携し、藤沢市内青少年施設等の管理運営及び青少年健全育成事業を行ってきました。また、行政、地域、関係団体、学校等と連携し、時にはそれぞれのパイプ役を務め、支援を行うことで、青少年健全育成の社会的環境の向上にも貢献してきました。

指定管理者としての管理運営実績

指定管理期間	年数	指定管理区分	管理施設
平成17年度から平成19年度	3年	藤沢市青少年会館指定管理者	藤沢青少年会館 辻堂青少年会館
		藤沢市少年の森指定管理者	藤沢市少年の森
		藤沢市立児童館指定管理者	大鐮児童館 辻堂児童館 石川児童館 鶴洋児童館
		藤沢市地域子ども家指定管理者	湘南台子どもの家 片瀬子どもの家 羽鳥子どもの家 中里子どもの家 藤沢子どもの家 鶴沼子どもの家 大越子どもの家 大庭子どもの家 六会子どもの家 長後子どもの家 鶴南子どもの家 八松子どもの家 本町子どもの家 秋葉台子どもの家 高谷子どもの家 俣野子どもの家 村岡子どもの家
平成20年度から平成24年度	5年	藤沢市青少年会館指定管理者	藤沢青少年会館 辻堂青少年会館
		藤沢市少年の森指定管理者	藤沢市少年の森
		藤沢市立児童館指定管理者	大鐮児童館 辻堂児童館 石川児童館 鶴洋児童館
		藤沢市地域子ども家指定管理者	湘南台子どもの家 片瀬子どもの家 羽鳥子どもの家 中里子どもの家 藤沢子どもの家 鶴沼子どもの家 大越子どもの家 大庭子どもの家 六会子どもの家 長後子どもの家 鶴南子どもの家 八松子どもの家 本町子どもの家 秋葉台子どもの家 高谷子どもの家 俣野子どもの家 村岡子どもの家
平成25年度から平成29年度	5年	藤沢市青少年会館指定管理者	藤沢青少年会館 辻堂青少年会館
		藤沢市少年の森指定管理者	藤沢市少年の森
		藤沢市立児童館指定管理者	大鐮児童館 辻堂児童館 石川児童館 鶴洋児童館
		藤沢市地域子ども家指定管理者	湘南台子どもの家 片瀬子どもの家 羽鳥子どもの家 中里子どもの家 藤沢子どもの家 鶴沼子どもの家 大越子どもの家 大庭子どもの家 六会子どもの家 長後子どもの家 鶴南子どもの家 八松子どもの家 本町子どもの家 秋葉台子どもの家 高谷子どもの家 俣野子どもの家 村岡子どもの家
平成30年度から平成35年度	5年	藤沢市青少年会館指定管理者	藤沢青少年会館 辻堂青少年会館
		藤沢市少年の森指定管理者	藤沢市少年の森
		藤沢市立児童館指定管理者	大鐮児童館 辻堂児童館 石川児童館 鶴洋児童館
		藤沢市地域子ども家指定管理者	湘南台子どもの家 片瀬子どもの家 羽鳥子どもの家 中里子どもの家 藤沢子どもの家 鶴沼子どもの家 大越子どもの家 大庭子どもの家 六会子どもの家 長後子どもの家 鶴南子どもの家 八松子どもの家 本町子どもの家 秋葉台子どもの家 高谷子どもの家 俣野子どもの家 村岡子どもの家 大道子子どもの家

※平成21年度までは、財団法人藤沢市青少年協会として管理運営

※村岡子どもの家については、移転により閉館した平成26年12月1日～平成28年3月1日まで
の期間、管理運営実績なし

※大道子子どもの家については、令和3年4月1日から新規開設

Ⅱ 事業計画書

1 施設の効用の発揮

(1) 施設利用の促進

地域子どもの家は昭和59年に湘南台子どもの家が設置されて以来、順次各地域に整備されてきました。

地域の子子ども達が地域の人たちに見守られながら、幼児と保護者、小学生から中学生までが、安全安心に、自由な発想で遊ぶことができる場所として、また子育て中の保護者を支援する子育て支援の場所として、地域の青少年育成の拠点となる重要な役割を担ってきました。

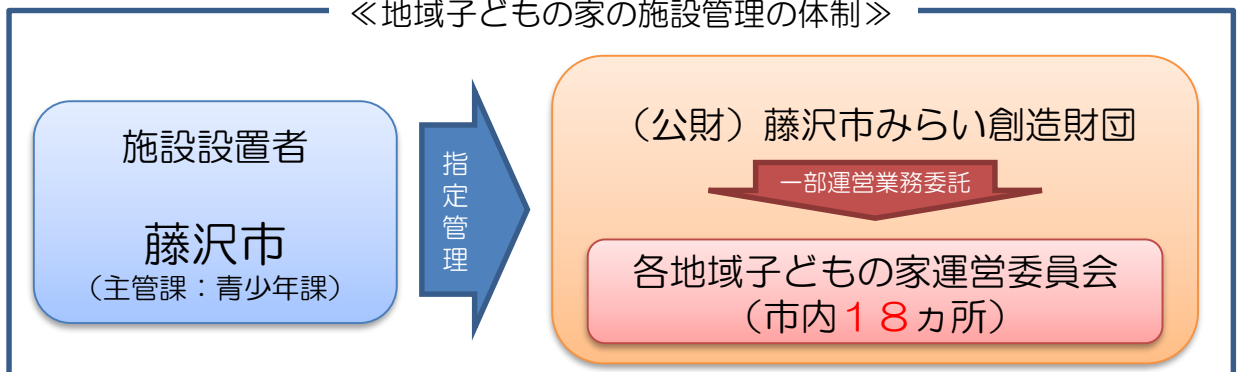
本財団は、地域子どもの家の指定管理者としてこれまで取り組んできた実績を元に、地域との連携・協働をさらに深め、施設利用者にとって「イイ場所」とするために利便性の向上及び利用者の興味を引きつける新たな事業等を積極的に展開することで、さらなる施設利用の促進を目指します。

① 地域と協働した施設運営

本財団は、地域子どもの家の管理運営業務を遂行するにあたり、「藤沢市地域子どもの家条例」及び「藤沢市地域子どもの家条例施行規則」を遵守した上で、公益財団法人藤沢市みらい創造財団（旧財団法人藤沢市青少年協会）として平成17年度から現在までの計16年の期間に地域子どもの家指定管理者として培った経験や成果、実績を最大限に活かし、施設運営に努めます。

本財団における地域子どもの家管理運営業務については「地域市民との協働による管理運営」、「地域の子子どもは地域で見守り育てる」という趣旨のもと、実質的な施設運営については地域ボランティアで構成された運営委員会が担い、本財団は全体的な視野のもと、各運営委員会への指導、運営委員長会議・研修の実施などを通じ、18施設全体の維持管理を担います。「地域主体の管理運営」を基本理念に、これまで培ってきた地域との関係性を活かして「藤沢市子ども子育て支援事業計画」に基づいた地域子どもの家運営に努めます。

《地域子どもの家の施設管理の体制》



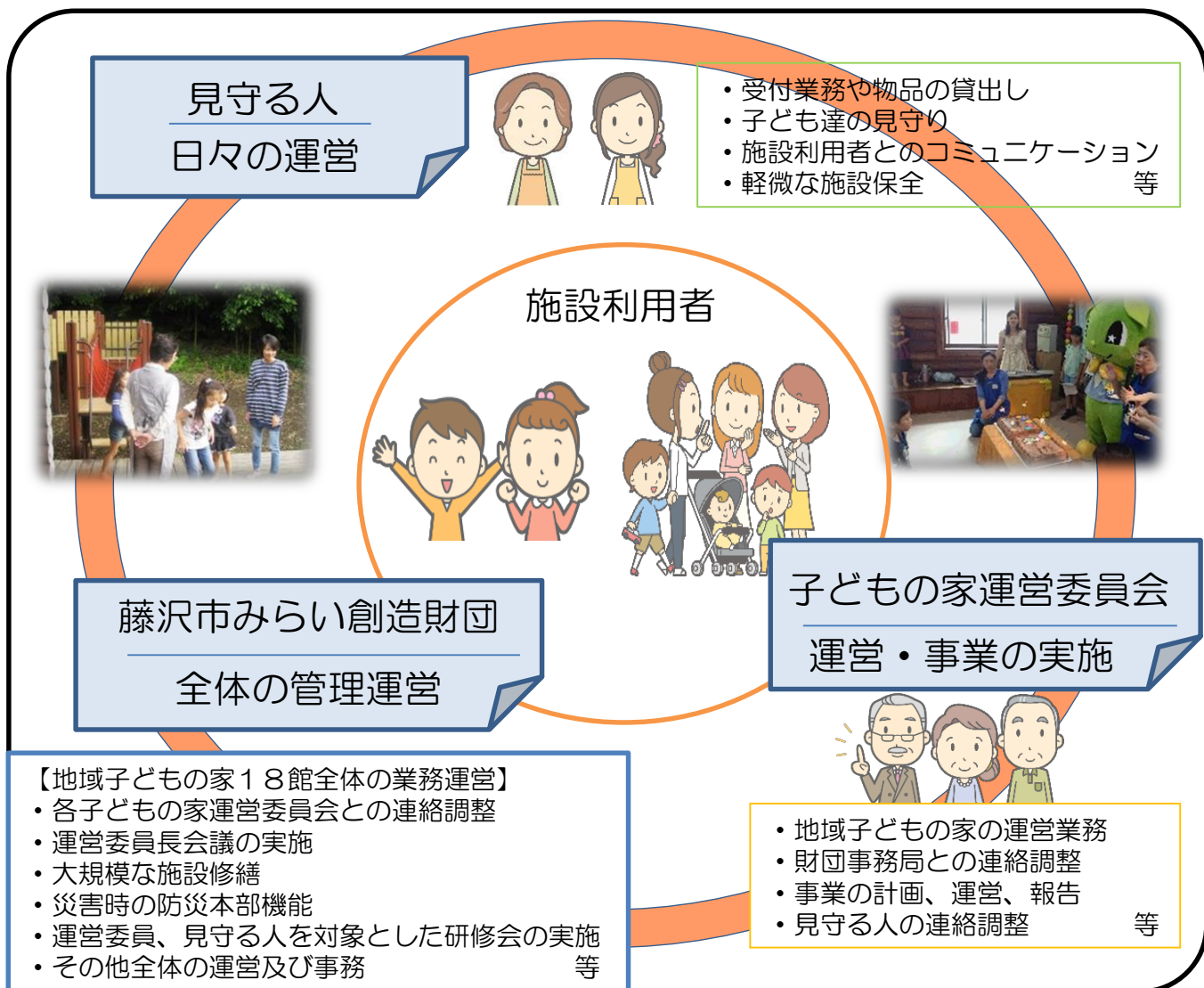
ア 地域運営委員会との協働による運営

本財団は、地域子どもの家管理運営業務について「地域市民との協働による管理運営」、「地域の子どもは地域で見守り育てる」という趣旨のもと、日常的な施設管理運営については地域ボランティアで構成された地域子どもの家運営委員会（以下「運営委員会」という。）に委託します。

本財団が地域子どもの家18館全体の管理運営を担い、各運営委員会が各館の運営や事業等を担い、さらに、各運営委員会が推薦した「見守る人」が受付や子ども達の遊びを見守るなど、直接子ども達と関わる日々の運営を行います。

日常の施設の運営を地域の大人が担い、地域の子ども達と関わることで、地域の遊び場としてだけでなく、地域と繋がる居場所としても地域子どもの家を活用したいと考えます。

《地域子どもの家の施設管理運営業務の執行体制》



イ 地域ボランティア「見守る人」による日常業務の運営

(ア) 親切な受付と丁寧な説明

施設利用者が地域子どもの家に来館した際、初めに行うのが受付です。受付名簿への記載、施設の利用の仕方、注意事項などを見守る人が丁寧に説明し、利用者が「また利用したい」と思えるような親切な対応に努めます。受付名簿は利用状況の把握及び緊急時の対応に使用します。



見守る人による受付業務

No.	なまえ	でんわ	月 日 ()				
			幼児	小学生	中学生	高校生	その他
1	-	-	1-2	3-4	5-6		
2	-	-	1-2	3-4	5-6		
3	-	-	1-2	3-4	5-6		
4	-	-	1-2	3-4	5-6		
5	-	-	1-2	3-4	5-6		
6	-	-	1-2	3-4	5-6		
7	-	-	1-2	3-4	5-6		
8	-	-	1-2	3-4	5-6		
9	-	-	1-2	3-4	5-6		
10	-	-	1-2	3-4	5-6		
11	-	-	1-2	3-4	5-6		
12	-	-	1-2	3-4	5-6		
13	-	-	1-2	3-4	5-6		
14	-	-	1-2	3-4	5-6		
15	-	-	1-2	3-4	5-6		
合 計							

この受付簿については、緊急時の対応と統計にのみ使用します。ご協力をお願いします。

受付簿

(イ) 子どもの遊びや利用をサポートする関わり

日々の施設利用者との関わりは、本財団青少年育成委員会で検討された「イイ場所」に基づき、子ども達をサポートする気持ちを持った大人であることを基本的に施設利用者とのコミュニケーションを積極的に図り、地域子ども達が安心して過ごせる「地域の居場所」としての機能を十分に発揮するよう努めます。



施設利用者との関わり



見守る人による見守りや声掛け

(ウ) 地域の特色を活かした事業の実施

節分や七夕など季節感のある事業や昔遊び等の伝承文化的な事業、毎年行うお祭り事業など18地域それぞれの地理的特性や人材などの特色を活かした様々な事業を実施します。

このような事業を実施することで、日々遊びに来る場所だけでなく子ども達の体験の場となり、青少年を健全に育成します。



節分



たなばたまつり



おいもほり



子どもの家まつり

② 親子で遊べる施設づくり

地域子どもの家は、小学生、中学生、付き添いのいる幼児が来館しています。

その中でも近年地域子どもの家において、絵本の読み聞かせなど子育て支援事業の展開に取り組んできた結果、付き添いのいる幼児の利用が増加しています。

今後も、親子で来館しやすい環境づくりに取り組むと共に、地域子どもの家が子育ての場、子育てに関する情報交換の場として機能するよう、引き続き子育て支援機能の充実に取り組んでまいります。



子育て支援事業の周知



図書コーナーを親子の遊び場として開放

③ 安全・安心な施設の運営

施設利用者にとって、地域子どもの家が安全に楽しく、過ごすことができるよう、環境整備に努めると共に、接遇意識の向上を図り施設利用者が「また来たい」と思っただけのように取り組みます。

ア 安全安心に自由な発想で遊べる施設

地域子どもの家に設置してある木の温もり溢れる遊具等で安心して遊べるように、施設及び遊具の点検整備を定期的に行い、常に施設の機能が安全・安心に利用できるよう努めます。

また、施設利用者が自由な発想で遊べる施設運営を目指し、幼児が自由に遊べる遊具や小学生等が友達同士で遊べるゲーム等を貸し出すなど、施設利用者のニーズに沿った施設運営を図ります。



木の温もり溢れる遊具



子ども同士の交流の場



年齢に応じた遊具の貸し出し



絵本の充実した図書コーナー

イ 子どもたちをサポートする接遇

施設利用者にとって気持ちのいい場所であるために「明るく大きな声でのあいさつ」「清潔な身だしなみ」「丁寧な言葉遣い」など基本的な接遇はもちろんですが、子ども達の地域の居場所であるために、子ども達の遊びや活動、利用のマナー等を指導するだけでなく、子どもたちに目線を合わせて優しく丁寧に分かり易く説明することや遊び等の支援をすることにより、サポートする気持ちを持った対応をしていきます。



見守る人への研修



清潔な身なり



遊びをサポート

④ マスコットキャラクター「みらぞう」の活用

本財団の発足記念フェスティバルを契機に、公認マスコットキャラクター「みらぞう」が誕生しました。未来にぐんぐんのびゆく若葉をモチーフに、大きな瞳は子ども達が未来に向けて大きな希望をつかめるよう、星のようにキラキラと輝いています。子どもの家のおまつりに参加するなど施設内外の数々のイベントなどに登場し、子ども達とふれあいながら会場を盛り上げてきました。今後も、各種イベントに参加し、施設のPRやイベントを盛り上げるために活用します。



子育て応援メッセで
青少年施設のPR活動



子どもの家まつりへの参加

(2) サービスの向上

より使いやすく、より居心地の良い施設運営を目指し、これまでの指定管理期間中に施設利用者から寄せられたご要望に応えるサービスを提案します。

① 地域運営の促進

ア 運営委員会の事務的負担の低減

運営委員会にて企画・実施する事業を充実させるため、運営委員会の事務的負担の低減を図ります。

これまで運営委員会への委託に光熱水料費等の定例的な支払い業務も含めて委託してきましたが、その業務を本財団本部で行うことにより、ボランティアである運営委員会の事務的負担を減らすと共に、金銭取扱いにおけるリスクを軽減します。

イ 「見守る人」の名称の検討

これまで、地域子どもの家の日常業務を担う地域ボランティアは「見守る人」という名称で行ってきましたが、地域子どもの家が子ども達の単なる遊び場から、子ども達の居場所と変化してきている中で、現在の居場所の考え方、財団が考える「みらい創造財団が目指す子ども達の“イイ場所”」の観点から、「子どもの家サポーター」等のより相応しい名称を各運営委員会及び現見守る人、子ども達の意見も含めて検討します。

② 利用者の手に届きやすいPR活動

ア 施設紹介パンフレットの配布

既存のパンフレットを見直し、施設の遊具紹介や施設の利用方法を子ども達に分かりやすく周知できるようリニューアルし、地域子どもの家を一人で利用できるようになる小学1年生全員に、新学期にパンフレットを配布いたします。



地域子どもの家の
パンフレット

イ ホームページのコンテンツの充実

(ア) よくある質問についての掲示

子どもの家について寄せられた質問事項について、新たにホームページにQ & A方式で見やすく掲載し、利用方法等をわかりやすく市民に周知します。

(イ) 施設情報、イベント情報の発信

地域子どもの家の施設や遊具の紹介やイベントの情報等をより詳細にホームページへ掲載する事によって、地域子どもの家を利用したことのない市民に足を運んでいただくきっかけになると共に、施設利用者へ情報を提唱します。

地域子どもの家一覧			
施設名	愛称	住所	TEL
秋葉台子どもの家	ちびっ子パラダイス	遠藤3096-2	87-4225
大庭子どもの家	ちびっ子ドーム	大庭5307-1	87-4235
大越子どもの家	おっこし森ん子ハウス	善行坂2-8-3	81-9653
中里子どもの家	なかよし齋	打炭1721	48-4310
長後子どもの家	わんぱく城	高倉2195-1	45-0080
湘南台子どもの家	丸太小屋	湘南台4-20-7	45-4392
六会子どもの家	どんぐりころりん	亀井野548	81-4263
侯野子どもの家	侯野っ子ハウス	亀井野3227-3	83-1148
羽鳥子どもの家	はとりんぼ	羽鳥4-3-16	33-6334
本町子どもの家	元気王国	本町3-11-3	28-4899
八松子どもの家	まつぼっくり	辻堂元町1-9-16	34-4331
鶴沼子どもの家	鶴っ子とりで	本鶴沼4-3-2	34-7937
鶴南子どもの家	ひよっこり鶴南島	鶴沼海岸5-11-8	36-1988
藤沢子どもの家	ふじっこ齋	藤沢535-5	24-3775
高谷子どもの家	ゆうゆうランド	源内3-8-70	28-8839
片瀬子どもの家	片瀬こどもらんど	片瀬2-3-4	27-7409
村岡子どもの家	のびのびランド	弥勒寺1-12-15	26-9311



地域子どもの家のホームページ

③ 施設内での飲食の検討

地域子どもの家では、開所当初より基本的に館内での飲食は禁止となっています。近年、熱中症対策として飲んで良い場所を決めて、水筒の持ち込みを例外的に認めています。

親子での利用の際の乳児の離乳食や幼児の昼食、子どもの孤食など利用者のニーズと社会の課題に答えられるよう、時間や場所を限定した形での飲食について運営委員会と検討を図っていきます。

④ 見守る人研修の充実

ア 見守る人全体研修の充実

子どもと直に接する地域ボランティアである見守る人の資質の向上を目的に見守る人全体研修を実施しています。子どもに関わる講演会を行い、必要な知識を習得します。また、他施設との情報交換会・グループワークを通じて、それぞれの施設の問題点に気付くと共に、改善方法を考える機会をつくります。

現在、見守る人全体研修を年に1回実施していますが、実施回数を増やすと共に、内容についてもその都度必要な知識・技能を得られるように検討し、更なる資質の向上のため、研修の充実を図ります。



救急救命講習の開催



見守る人全体研修の開催

⑤ 時代のニーズに即した施設運営及び整備

ア 洋式トイレの整備

開設当初の約30年前は、和式トイレ・洋式トイレのそれぞれのニーズがありましたが、現在は家庭等でも洋式トイレが一般的であり、和式トイレを一度も使ったことがない子どもが増加している中、施設利用者のニーズに応えるために和式トイレを洋式トイレに順次整備します。

イ 自動販売機の設置

道路に面した敷地内に飲料の自動販売機を設置します。自動販売機を設置することにより施設利用者や近隣住民の利便性の向上を図ると共に、設置手数料を確保し、施設運営費用に充当することでより良い施設運営に努めます。



洋式トイレの整備



自動販売機の設置

⑥ 東京オリンピック・パラリンピックの機運を高める取り組み

東京オリンピックが2021年に開催され、セーリング競技が江の島ヨットハーバーで開催されることから、東京オリンピックの機運を盛り上げる取り組みについて検討します。



例：幼児対象運動会

各年度の管理運営計画

本財団ではこれまでの指定管理者としての実績をもとに、利用者サービスをさらに向上させるよう、PDCAサイクルを実践し、常に計画を見直し、施設利用者に満足してもらえる施設づくりに取り組みます。

地域子どもの家 各年度の管理運営計画

	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
地域運営の促進 (P19)	運営委員会の負担の軽減	「見守る人」の名称の検討 (アンケート調査)	「見守る人」の新たな名称での運営	→	→
利用者の手に届きやすいPR活動 (P19)	新入学児童への施設パンフレット配布の調整	新入学児童への施設パンフレット配布の実施	ホームページの充実	→	→
施設内での飲食の検討 (P20)	詳細なニーズの調査	実施方法等の検討	試行及び課題と効果の検討	実施施設の拡大	→
見守る人研修の充実 (P21)	新規研修の企画・立案	新規研修の実施	アンケートによる研修効果の測定	→	次期に向けた研修内容の検討
時代のニーズに即した施設の運営及び整備 (P22)	洋式トイレの整備	自動販売機設置に向けた調査及び設置	施設整備へのニーズ調査	→	→
東京オリンピック・パラリンピックの機運を盛り上げる取り組み (P22)	現事業の類似事業の調査	実施施設の調整	事業の実施		
施設利用者の満足度の向上 (5段階評価で4.0以上を目指した取り組み)	洋式トイレの整備	新入学児童への施設パンフレット配布の実施	ホームページの充実	施設内飲食の実施施設の拡大	次期に向けた研修内容の検討



洋式トイレの整備



パンフレットの配布



飲食の検討



研修の充実

(3) 平等な利用の確保

公の施設の管理者として、「地方自治法」及び「藤沢市人権施策推進指針【改訂版】」に基づき、特定団体や個人に有利、不利にならないよう、誰もが公平に施設利用及び事業に参加できるよう公共施設としての役割を果たすとともに、施設利用者の立場に立って誰もが「安全・安心・快適」に利用できる施設運営を行います。

① 職員及び見守る人の適切な対応

本財団では、子どもから高齢者まで、誰もが気持ちよく利用いただけるように、職員及び見守る人を対象に接遇研修を実施し、市民から愛される施設を目指します。また、藤沢市の職員研修にも積極的に参加し、藤沢市職員と共通認識を持つと共に、施設利用者が常に安心して利用いただける公平で平等な施設運営を行います。



財団全体接遇研修

② 誰もが利用しやすい施設環境づくり

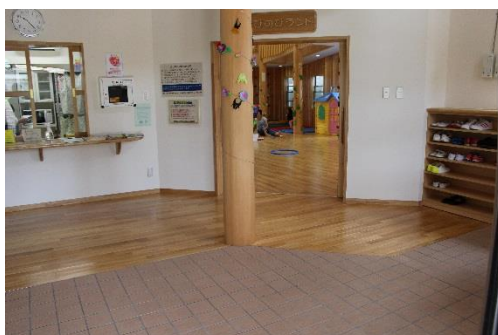
施設利用者に楽しく、安全に利用していただけるようハード面とソフト面でのバリアフリーの充実を目指します。ハード面では授乳スペースの検討、ソフト面では、筆談による対応や藤沢市と連携した手話通訳者の配置など可能な限りの対応に努めます。また、日本語に不慣れた外国籍市民に対しては、外国語（英語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語）の利用案内などユニバーサルデザインに努めます。

Facility Guide for Fujiwara Community Children's House

- Who can use it?
 - Elementary school and junior high school students
 - Preschool child with a chaperon
- House opens hours and closed day
 - February - October 10:00-17:00
 - January, November 10:00-16:30
 - December 10:00-16:00
 - Closed days:
 - *1 - Sunday of each month
 - *2 - Year end and new year (December 29-January 4)
- How to use the houses?
 - Please write your name, school name, grade/year and phone number on the chest provided at the entrance desk.
- Rules that everyone must follow
 - Let's make friends and play with respect.
 - Be careful not to get injured, while you are playing.
 - Do not cause trouble to others.
 - Do not bring in food to the house. Put your drinks in a water flask.
 - Let's make sure to leave your bicycle at the designated area.
 - There is no car parking provided. Please do not come by car.
 - A chaperon needs to attend with a preschool child when they use the house.
 - Please come to the house after you have returned to house from the school.

No.	Name of the house	Address	Phone number
1	Shimada Children's House	4-20 Shimada, Fujiwara	0469-29-4392
2	Kawanishi Children's House	1-2 Kawanishi, Fujiwara	0469-27-7600
3	Hanari Children's House	4-3-16 Hanari, Fujiwara	0469-33-6334
4	Akatsuki Children's House	1-101 Akatsuki, Fujiwara	0469-28-9210
5	Fujiwara Children's House	535-5 Fujiwara, Fujiwara	0469-24-3173
6	Utagawa Children's House	4-2-2 Utagawa, Fujiwara	0469-24-7077
7	Omura Children's House	1-2-2 Omura, Fujiwara	0469-31-9033
8	Ohta Children's House	520-1 Ohta, Fujiwara	0469-87-4255
9	Kogemura Children's House	4-2-2 Kogemura, Fujiwara	0469-24-7077
10	Shiga Children's House	2-13-1 Shiga, Fujiwara	0469-31-9252
11	Uemura Children's House	1-1-1 Uemura, Fujiwara	0469-22-2099
12	Yamanashi Children's House	1-1-1 Yamanashi, Fujiwara	0469-22-2099
13	Yamanashi Children's House	1-1-1 Yamanashi, Fujiwara	0469-22-2099
14	Yamanashi Children's House	1-1-1 Yamanashi, Fujiwara	0469-22-2099
15	Yamanashi Children's House	1-1-1 Yamanashi, Fujiwara	0469-22-2099
16	Yamanashi Children's House	1-1-1 Yamanashi, Fujiwara	0469-22-2099
17	Yamanashi Children's House	1-1-1 Yamanashi, Fujiwara	0469-22-2099

外国語の施設案内



段差のない施設



多目的トイレ

③ 要望・苦情等の対応

頂いた苦情やクレームは貴重なご意見と捉え、施設運営や管理などの改善に生かした取り組みを推進します。

対応については、「コンプライアンス行動指針」に基づき、一人ひとりがファーストコンタクトの重要性を十分理解し、相手の立場に立って適切に対応すると共に、地域子どもの家運営委員会及び本財団で情報を共有するなど、迅速に対応できるよう努めます。

また、初期対応した施設や職員が孤立しないよう、バックアップ体制を整え、配慮にも努めます。

④ 反映方法

アンケートや意見箱、利用者からのご意見・ご要望については、各運営委員会や見守る人、職員間で共有・検討し、早急に対応します。

なお、藤沢市や関係団体との調整・検討が必要な案件については、早期に調整・検討を図り、反映できるように努めます。

⑤ 専門委員会の設置

市内青少年関係団体の方々に構成する「青少年育成委員会」を設置し、施設運営の現状の課題や今後取り組むべきことを協議し、事業や施設運営に取り入れます。

(公財) 藤沢市みらい創造財団

青少年育成委員選出団体名

役 職	団体名等
委 員	藤沢市科学少年団
委 員	藤沢市ガールスカウト連絡会
委 員	藤沢市社会教育委員会議
委 員	藤沢子ども劇場
委 員	藤沢SL少年団
委 員	藤沢市宇宙少年団
委 員	藤沢海洋少年団
委 員	藤沢市PTA連絡協議会

役 職	団体名等
委 員	学校法人藤嶺学園 鶴沼高等学校
委 員	児童クラブ運営委員長会議
委 員	児童館運営委員長会議
委 員	地域子どもの家運営委員長会議
委 員	藤沢市立小学校長会
委 員	藤沢市青少年育成協議会 (財団理事)
委 員	藤沢市子ども会連絡協議会 (財団理事)
委 員	藤沢市青少年指導員協議会 (財団評議員)

これまでの協議内容の反映

■事業について

→子ども・若者自立支援事業の実施

■青少年施設運営について

→子ども達の放課後の過ごし方について検討し、「みらい創造財団が目指す子どもたちの“イイ場所”」を提言

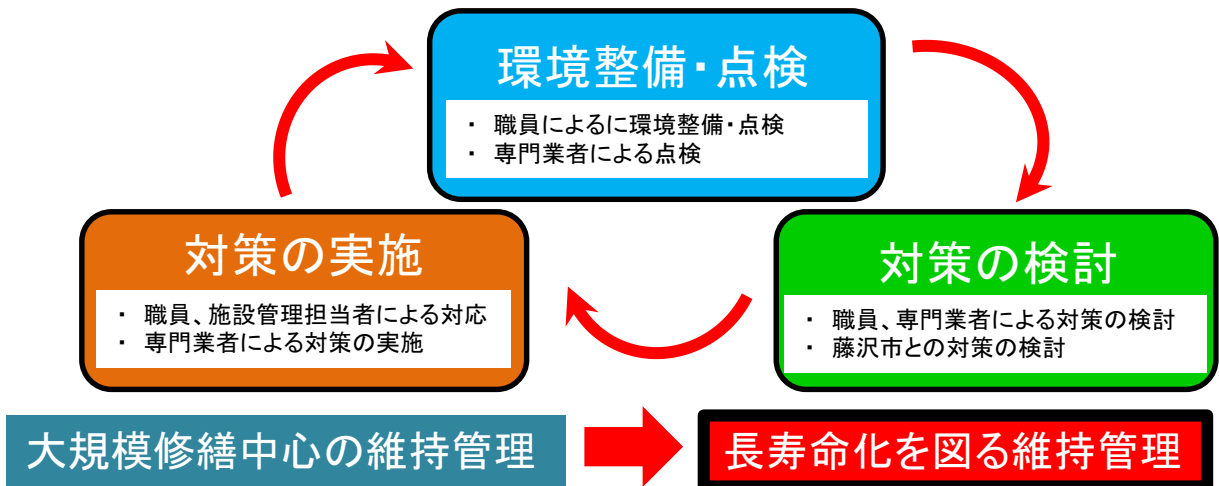
2 施設の管理

(1) 施設・設備の維持管理

施設利用者が安心かつ快適に施設を利用できるように、職員・専門業者による施設点検、対策の検討、実施、というサイクルを計画的に実施できる施設の維持管理体制を構築し実施します。

また、大規模修繕を中心とした維持管理から、日常点検に重点を置き、危険箇所、不具合等の早期発見、早期対策を施すことで、施設の長寿命化を図り、「利用者の安全確保」と「経費削減」を両立させます。

① 施設・設備の長寿命化への取り組み



ア 環境整備・点検について

(ア) 運営委員会・見守る人による環境整備、点検

施設利用者が快適に施設を利用できるように、各運営委員会・見守る人が日常的に清掃や片付け、遊具、施設外等を環境整備をする中で、施設内外全体を日々点検し、危険箇所、不具合箇所が重症化する前に、施設・設備の不具合を早期に把握します。

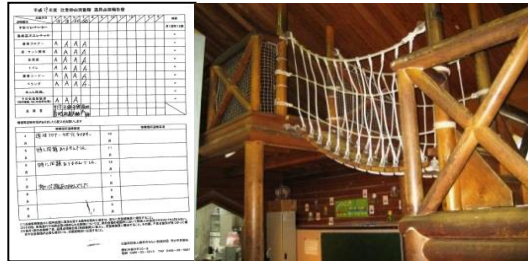


(イ) 専門業者による点検

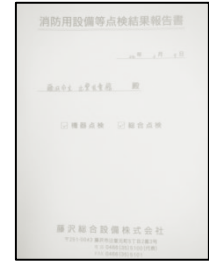
遊具点検や消防設備点検等、専門性が必要な設備等については専門業者に点検業務を再委託し定期的を実施します。



専門業者による点検



遊具・施設点検報告書



消防設備点検報告書

イ 対策の検討について

(ア) 運営委員会、施設管理担当職員、専門業者による対策の検討

職員及び専門業者が行う点検の結果、危険箇所、不具合があった場合は、早急に利用者へ危険箇所を表示等にて注意喚起すると共に、職員、専門業者で「施設利用者の安全」を最優先基準に対策を検討します。

(イ) 藤沢市との対策の検討

危険箇所・不具合の内容及び対策に要する経費の内容によっては、施設設置者である藤沢市と協議し、施設が長寿命化できるよう対策を検討します。

ウ 対策の実施について

(ア) 運営委員会、見守る人、職員による対策

軽微な施設・設備修繕、植栽管理等、職員で対応可能と判断した対策については、職員で早期に実施します。



(イ) 専門業者による対策

職員で対応が難しい危険箇所・設備の不具合の修繕及び植栽管理、害虫駆除等については、対策を専門業者に依頼し実施します。



専門業者による施設修繕



専門業者による樹木修繕

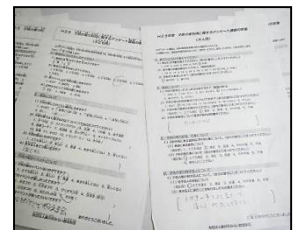


専門業者による害虫駆除

② 施設利用者等からの要望について

ア 施設利用者アンケートの実施

施設利用者に施設・設備に関するアンケートを実施することで、施設利用者のニーズを把握し、適切なものについて施設管理に反映します。



イ 運営委員会での検討

地域に根ざした施設運営の観点から、地域団体や地域の方々に構成された運営委員会で施設・設備に関する意見を話し合い、提案していただいております。

提案いただいた内容については、優先順位を定めて、実施に努めます。



③ 備品の管理について

備品台帳を作成し一括データ管理することで、経過年数・修繕履歴等を把握します。また、施設の維持管理と同じく設備の機能・財産価値を長期保持するためライフサイクルコストの縮減を目指します。



3 危機管理体制

(1) 防犯・防災対策

本財団は、警察や消防、藤沢市、地域住民と協力しつつ、これまでの指定管理期間の中で起きた様々な事案を一つひとつ解決してきた経験を通して、不審者発生時の対応に関する「防犯マニュアル」と火災や地震、風水害等の自然災害時の「防災マニュアル」を組み合わせた「危機管理マニュアル」を作成し、防犯、防災に対する体制を確立してきました。今後も、時々に応じて「危機管理マニュアル」を更新しつつ、防犯体制の強化し、藤沢市と連携して・防犯・防災対策を推進します。

① 防犯対策

多くの子どもが利用する地域子どもの家の防犯への取り組みは、子ども達の安全を確保する上で必要不可欠であり、「危機管理マニュアル」にある「防犯マニュアル」に則し、見守る人は、施設内を巡回し、子ども達の様子や施設内を把握し、館内での迷惑行為を未然に防ぐよう努めています。

なお、地域子どもの家には職員が常在しないため、施設利用者と地域ボランティアの安全を確保するため、緊急時にボタン一つで警備会社へ連絡できる緊急通報システムを取り入れ、見守る人が常備するほか、夜間等の閉館時間以降については警備会社に機械警備を委託し、犯罪を未然に防ぐよう努めます。



緊急通報システム



機械警備



さすまたの配備

ア 防災への取り組み

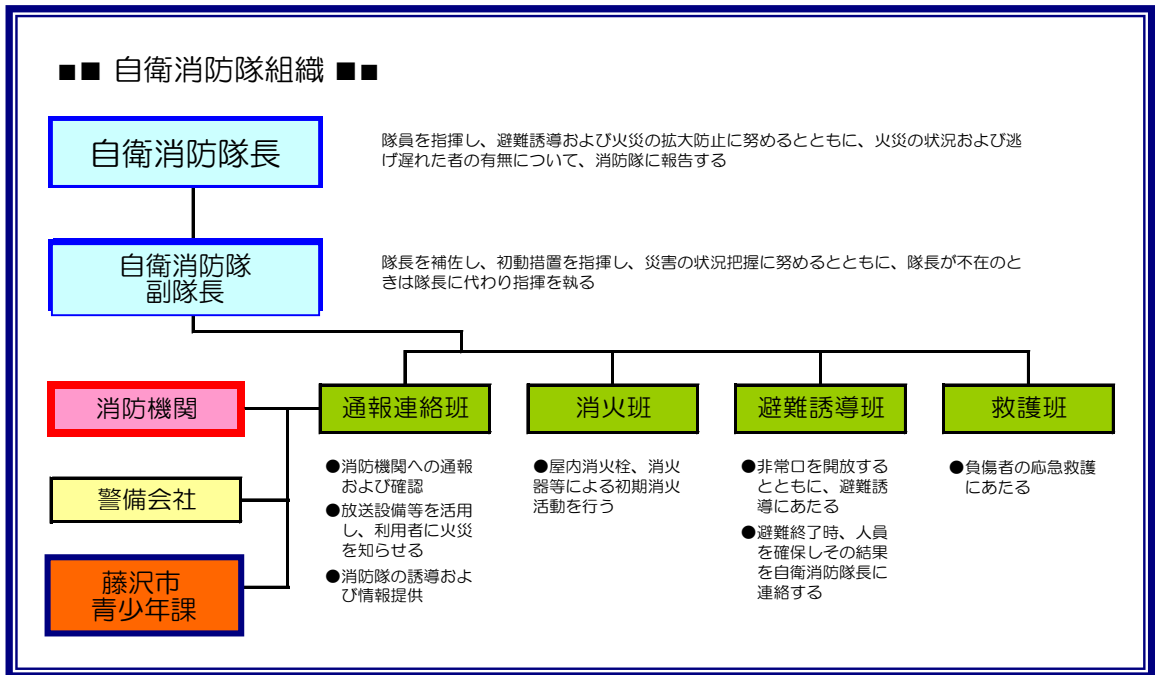
② 防災対策

(ア) 火災への取り組み

火災の際には、施設利用者の人命を最優先し、迅速かつ適切な対応できるよう、「危機管理マニュアル」にある「防災マニュアル」に則し、法律上必要な施設（大規模施設）については自衛消防隊を組織し、定期的な消防訓練を実施します。また、消防法に基づく甲種防火管理者資格取得者を配置し、施設規模に応じて消防計画を作成し、消火器や防火扉、誘導灯等の消防設備については、委託業者により法令に基づく定期的な点検を行い、消防署への届出を行います。

村岡子どもの家 消防計画	
第1章	総 則
(目的)	第1条 この計画は、村岡子どもの家の防火管理業務について必要な事項を定めて、火災、地震、その他災害の予防及び人命の安全確保並びに災害の軽減防止を図ることを目的とする。
(消防計画の適用範囲)	第2条 この計画は村岡子どもの家に勤務し又は出入りするすべてのものに適用するものとする。
(防火管理者の権限と業務)	第3条 防火管理者は専任消防管理者として、この計画についてのいっさいの権限を有し次の業務を行うものとする。
(1)	消防計画の作成、変更及び提出
(2)	消火、通報及び避難誘導等の訓練の実施
(3)	消防用設備等の点検の実施及び監督
(4)	燃焼物、火気使用設備、危険物施設等の検査の実施及び監督
(5)	火気使用の制限、禁止及び指導監督
(6)	消防用設備等の設置位置及び発火時の避難経路を明示した「避難経路図」の作成及び提示
(7)	自衛消防隊の編成及び編成者の提示
(8)	その他法令に基づく関係機関に対する報告及び届出等
第2章	予防管理対策
(大元責任者の指定)	第4条 日常の火災予防及び地震時の出火防止を図るため、防火管理者のもとに大元責任者を次のように定め任務分担を指定する。

消防計画

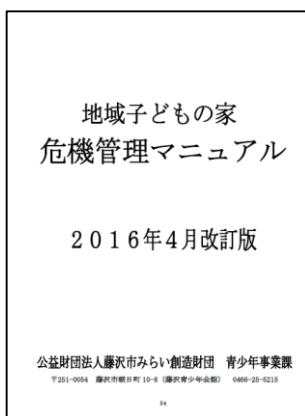


(イ) 地震・風水害への取り組み

「危機管理マニュアル」にある「防災マニュアル」に則し、各施設における立地条件等の特性を考慮した地震、風水害対策に取り組みます。なお、近年の異常気象に対応できるよう大雨や土砂災害等の対応についても検討し、その時々に応じてマニュアルの改訂を行います。

【防災マニュアル】

- ・ 風水害等が予想される時の施設防災準備の方法や対策
- ・ 地震発生時の避難誘導方法、避難場所、津波への対策
- ・ 火災発生時の施設利用者避難誘導、自衛消防隊等の事前取決め事項 など



財団危機管理マニュアル



財団が作成した
危機管理マニュアルに基づき、
各施設で災害マ
ニュアルを作成



片瀬子どもの家
災害マニュアル



八松子どもの家
災害マニュアル

イ 防災設備の維持管理・点検

災害発生時に、施設で迅速かつ適切に施設利用者の安全を確保できるよう、日頃から防災設備や消火器、防火扉、誘導灯等の消防設備について適切な維持管理を行います。

また、法令に基づき専門業者による定期的な点検を行い、消防署への届出を行います。



藤沢市防災ラジオ



防災無線受信機



ヘルメット



緊急避難バック



緊急放送機器



消火器



消防設備点検結果報告書



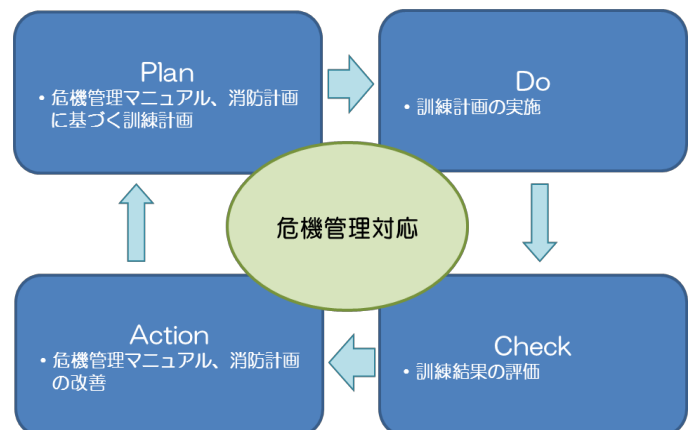
AED

ウ 防災訓練

犯罪や天災等の危険は忘れた頃に突然やってくるものです。青少年施設は、日頃から多くの子ども達が利用しているため、危機の把握と予防、いざという時の事前の準備、危機発生時の迅速かつ的確な対応により被害の最小化に努めなければなりません。そのため、火災や地震、津波など様々な危機を想定した訓練を計画し、実施した訓練の評価、意見集約を行い、その結果を危機管理マニュアルや消防計画へ反映します。



様々な状況を想定した防災訓練



(2) 緊急時の対応

従来から緊急事態に備えた組織体制、危機管理マニュアルを整備すると共に、定期的に事故や災害を想定した訓練を行います。

本財団防災計画について、財団災害対策本部機能を位置づけ、情報の管理、職員配置等を見直し、体制の確立を図ります。

① 緊急時対応の基本方針

ア 施設利用者の安全を最優先

緊急事態発生時には、二次事故の防止に努め、人命救助を最優先し、迅速で適切な対応、応急手当を行います。

イ 各施設との連携、情報の共有

災害が発生した場合には、各管理施設の状況を藤沢市に報告すると共に、情報の収集にあたり、各施設と連携を図り対策を講じます。

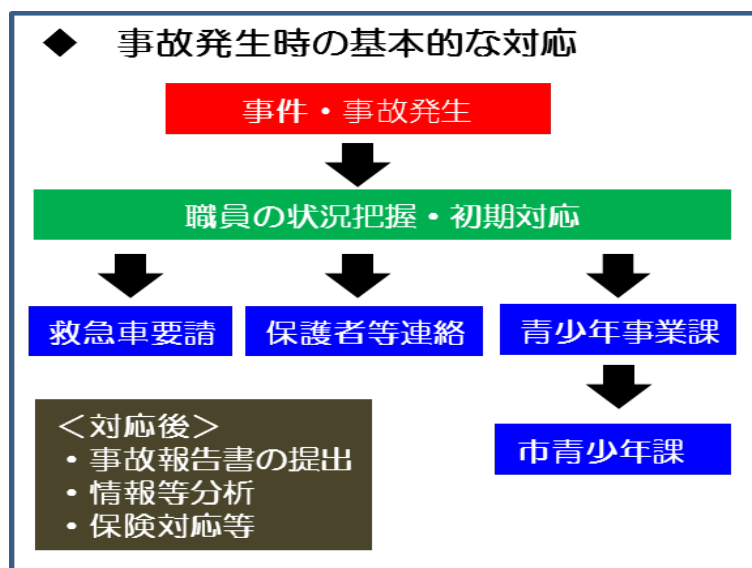
② 発生時の対応

ア 事件・事故発生時の対応

事故や急病など、緊急時においては、発生した事態に応じて見守る人等が直ちに必要な応急手当を実施します。必要に応じて救急車を要請し、誘導にあたるなど、危機管理マニュアルに基づき迅速な初期対応を行います。

また、情報収集を行い、事象全体の把握に努め、その内容を速やかに藤沢市に報告します。

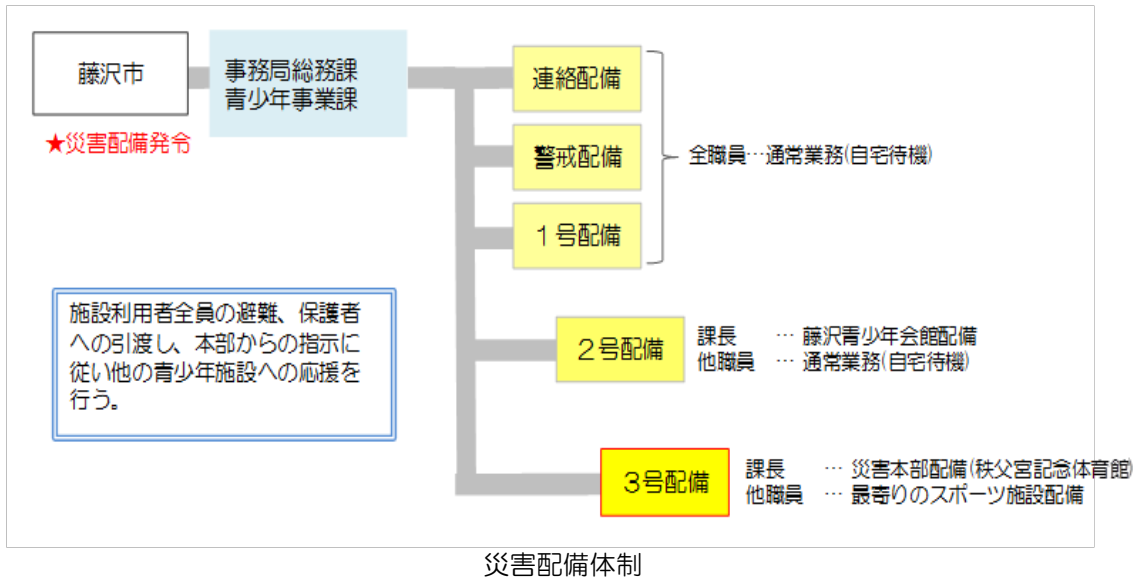
事後においては事故原因の分析及び事故責任の明確化を行い、その情報を共有、蓄積し、事故の再発防止を図ります。



イ 災害発生時の対応

(ア) 財団としての対応

気象警報発令時やその他災害の発生が予想される場合は、藤沢市防災配備体制に準じて本財団も警戒体制を敷き、施設利用者の安全を確保します。



災害発生時の対応

1 初動体制

地震など緊急の災害発生時には、まず見守る人が自身の安全を確保すると共に、施設利用者に対しても、各自の安全を確保するよう呼びかけます。職員は一時的な安全が確保でき次第、施設内の安全を確認すると同時に放送や呼びかけ等で施設利用者の安全を確保します。

2 避難誘導・救護

集約した情報をもとに予め決めた避難場所に、施設利用者が混乱しないよう、また逃げ遅れがないよう確認し、避難誘導をします。傷病が発生した場合は、必要に応じてできる限りの応急手当を行います。

3 情報収集及び連絡

地震であれば震源や地震の規模などの情報を把握し、藤沢市や関係機関への連絡を行います。

4 藤沢市との連携

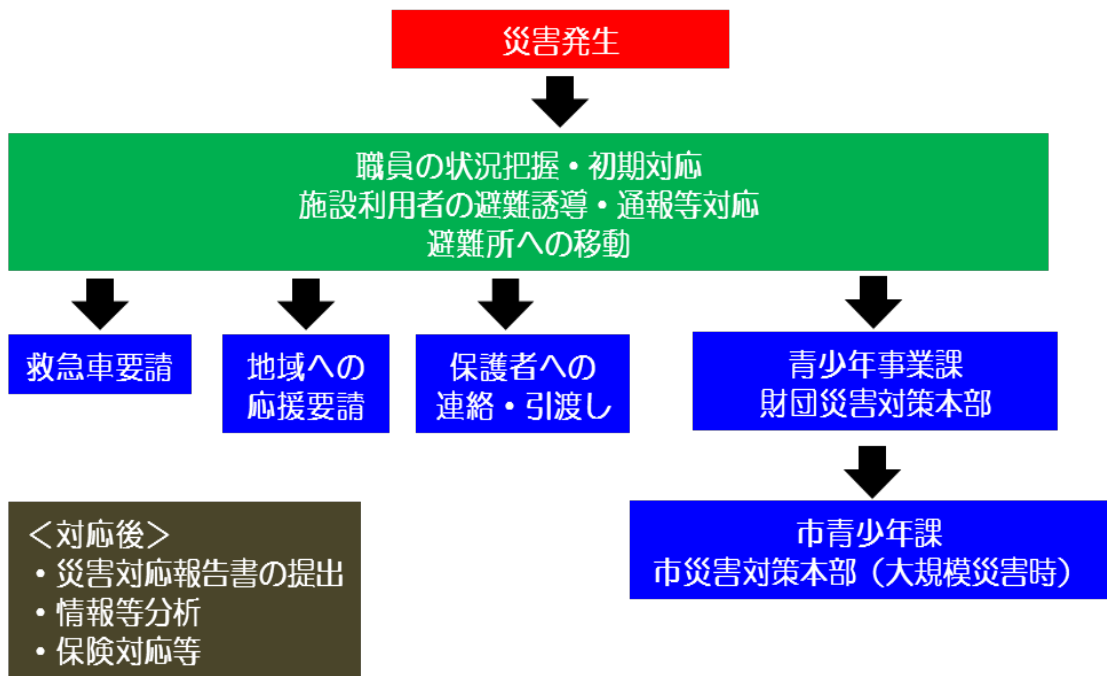
大規模災害が発生した場合には、本財団防災計画に基づき、財団災害対策本部を設置し、市の災害対策本部との連携を図ります。

(イ) 施設での対応

地震、津波、風水害、火災等の災害発生時は、各施設で作成している防災マニュアルを基本に、緊急対応します。事故・事件発生時と同じく、緊急性を要する対応となるため、基本的には「利用者の安全確保」・「人命優先」を基本とした現場の状況把握、判断、行動を優先にします。

また、災害の際は、財団と見守る人、各運営委員会が連携を取り対応します。

◆ 災害発生時基本的な対応



“新たな危機” への対応

近年、テロやミサイル等、今まで想定されなかった新たな危険性が発生しています。

これらについても、国や市等の情報を迅速に収集し、必要に応じて新たに危機管理マニュアルに発生時の行動等について追記し、各施設に周知することによって、各施設で訓練を実施し、被害を予防または軽減させるよう努めます。

危機管理マニュアルについては、一度作成して終わりではなく、常に新しい情報を取り入れ、更新していきます。

4 人員体制・経費

(1) 人員体制

各地域子どもの家の運営・事業については、「地域の子どもは地域で見守り育てる」という趣旨のもと、各地域の青少年団体、PTA、青少年指導員等で構成された運営委員会に運営業務を委託しています。日常業務については、各地域の有償ボランティアが「見守る人」として、常時2人体制で行います。

本財団職員は、市内18カ所ある運営委員会との連絡調整、「見守る人」の資質の向上を目的とした研修会の実施、施設保全等、全体に関わる部分を本財団職員が担います。

なお、職員については、特定業務にとらわれることなく多能的に担当できる職員（マルチスタッフ）の育成を図り、人材を最大限有効に活用し、効率的な職員数により施設運営を行います。

① 職員配置

施設名	正規職員	非常勤職員	計
藤沢市地域子どもの家（18施設）	1人	1人	2人

役職	主な担当業務	人数	能力・実績等	雇用形態	1週間の勤務時間
青少年事業施設担当	<ul style="list-style-type: none"> 施設全体の管理運営統括 運営委員会との連絡調整統括 藤沢市との連絡調整統括 	1人	普通救命講習修了 甲種防火管理者 青少年施設管理7年以上	正規	38.75h
事務員	<ul style="list-style-type: none"> 見守る人（約210人）への毎月の謝礼振込・源泉徴収事務 全18施設の光熱水費の支払い事務 	1人	給与システムが使用できる	非常勤	38.75h

② 見守る人委嘱数

施設名	湘南台		片瀬		羽鳥		中里		藤沢		鵠沼		大越		大庭		六会	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
見守る人		10		15		9		10		11		10		11		9		11
	10人		15人		9人		10人		11人		11人		11人		9人		11人	

施設名	長後		鵠南		八松		本町		秋葉台		高谷		保野		村岡		合計		
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
見守る人		12		13		9		13		19		12		14		9		1	197
	12人		13人		9人		13人		19人		12人		14人		9人		198人		

※見守る人：常時2人体制

③ 運営委員会構成団体及び人数

施設名	湘南台		片瀬		羽鳥		中里		藤沢		鵜沼		大越		大庭		六会	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
選出母体	青少年育成協力会	2	1	1	2			2			3		1					3
	青少年指導員		3		1		2		2		1		1		1			
	自治会・町内会	4		1	2			2	1	4	1	27		2		6		3
	子ども会			1	8						1					2		
	小学校長		1		1	2		2		1		1	1	1		1		1
	PTA		1		5		7	3	12		1			6				2
	民生委員					1	4			1						1		
	主任児童員				1													
	市民センター長	1																
	その他			1	1		6			1	2			2	2	7		5
運営委員数計	7	6	4	21	3	19	7	14	4	9	1	33	1	13	2	18	1	13
	13		25		22		21		13		34		14		20		14	

施設名	長後		鵜南		八松		本町		秋葉台		高谷		俣野		村岡		合計		
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
選出母体	青少年育成協力会	1	1				1		4		3			3		1	4	25	
	青少年指導員				2											1	0	14	
	自治会・町内会			1	6	3	4		1	8	1		1	12	4		20	74	
	子ども会		6										4		1		2	21	
	小学校長	1		1		1				1		1		1		1	10	9	
	PTA		1		2		1	1	9		2		6		1		2	4	58
	民生委員															1	2	6	
	主任児童員																	0	1
	市民センター長														1			2	0
	その他	1	2	3	7			1	8		7		1			2		11	48
運営委員数計	3	10	5	17	4	6	2	21	1	21	1	8	1	21	8	6	55	256	
	13		22		10		23		22		9		22		14		176		

④ 見守る人研修計画

安全・安心できる施設運営を行うため、また、子どもに直に接するボランティアとしての資質の向上、子ども達を取り巻く環境、社会情勢を知るための機会を確保します。

研修名	実施回数など	概要・目的
見守る人全体研修	年1回以上	子どもと直に接する有償ボランティアである見守る人の資質の向上を目的に実施します。子どもに関わる講演会を行い必要な知識の習得、他施設との情報交換会・グループワークを通じて、それぞれの施設の問題点に気付くと共に改善方法を考える機会をつくります。
普通救命講習	年1回	運営委員、見守る人を対象とした藤沢市消防本部が開催する普通救命講習を開催し、救命技能の認定取得を行い、安心して施設利用ができる体制づくりを行います。なお、見守る人については、ほぼ全員が認定取得を行い、2年ごとに更新しております。（毎年）
施設自主研修	不定期	各施設ごとに抱える課題や疑問について、必要に応じて各分野の専門家や関連機関と連携し解決することができるよう研修を施設で実施することで、見守る人及び運営委員の資質を図ります。
外部研修	随時	見守る人及び運営委員が自らが自主的に参加する外部研修等について積極的に支援してまいります。子どもの家に関わる、個々の専門知識を高め、意欲を向上させることは、お客様への魅力あるサービスの提供に反映するものと考えます。

⑤ 職員研修計画

人材育成においては、採用時から監督者までの経験年数や階層に応じた研修を体系化し、基本研修、専門研修等が効率的・効果的に受講できるように努め、業務に必要な専門的知識・技術を身につける機会を確保します。

研修区分	研修名	実施回数など	概要・目的
基本研修 (階層別研修)	管理監督者研修	年1回	課長級、課長補佐級、上級主査級、主査級職員を対象に行う研修で、「管理監督者」としての最低限必要な知識を学ぶとともに、部門間を越えた意見交換、グループワーク等を通じて、自らの役割を考えることを目的とする研修
基本研修 (階層別研修)	新規採用職員教育	採用時：1回	公益財団職員としての心構えを身に付け、青少年施設職員に必要な基礎知識、技能を習得させるとともに、組織人としての自覚と責任を認識し、職場への適応性を養います。 また、新採用職員の育成の一環として、配属施設では、「育成担当職員」を定め、日々の業務の指導や助言を与えることで、効果的な育成を図る。
基本研修 (階層別研修)	事業課間研修	採用年度：3日	新採用の職員に対し、青少年事業課、放課後児童育成課、芸術文化事業課のイベント等に研修として各1日従事する。 各事業課のイベント・事業を体験することで、所属職場にのみとられないことのない、広い視野を持った職員の育成を目的とする。
基本研修 (合同研修)	接遇教育	定期研修：年1回	お客様に気持ち良くご利用いただくためには、スタッフの接遇教育が大変重要と考えております。お客様が「また利用してみたい」と感じる心遣いのできるスタッフの育成を行います。 ・朝礼の実施（毎日：一日のスケジュール確認、共通認識、情報共有） ・「FUJISAWAにこやかクレド制度」に基づく、にこやかチェックの実施（毎日）
基本研修 (合同研修)	情報公開に関する教育	年1回	市民の「知る権利」を保障し、公正で開かれた管理運営を推進するため、本財団が保有する情報は公開を基本原則とするものですが、基本的人権としての個人情報を最大限保護する必要から、その取り扱いについては、全てのスタッフに、研修を通じ徹底指導を行います。（毎年）
基本研修 (合同研修)	個人情報保護教育	年1回	「個人情報」が誤った取り扱いをされた場合、個人に取り返しのつかない被害をおよぼす恐れがあり、個人情報の漏えい・紛失・改ざんのないよう研修を通じて全てのスタッフにその重要性を徹底指導いたします。（毎年）
基本研修 (合同研修)	人権施策に関する教育	年1回	人権問題について正しい認識と現状課題を理解し、人権意識の高揚を図ります。差別やセクシャルハラスメントの起こらない、人権を尊重する職場づくりをめざして、「藤沢市人権施策推進指針」のもと人権啓発活動を推進します。（毎年）
基本研修 (合同研修)	労働安全衛生に関する教育	年1回	職場における労働環境の整備や職員の健康を確保し、快適な職場環境を形成するためには、職員の共通認識が必要であると考えます。研修をとおして労働衛生に関する理解を深め、明るい職場づくりに努めます。（毎年）
基本研修 (職場研修)	緊急時対応教育	年2回 参集訓練：年1回	災害等を想定した自主訓練を関係各所の指導を仰ぎ、定期的の実施いたします。 ・消防訓練(自衛消防隊を組織 毎年) ・非常参集訓練(災害時を想定し職場へ参集 毎年)
基本研修 (職場研修)	救急救命教育	年1回	管理運営に従事する専任スタッフ全員に、藤沢市消防本部が開催する普通救命講習や、日本赤十字社の指導員資格を持つ本財団のスタッフによる講習会を開催し、救命技能の認定取得を行い、安心して施設利用ができる体制づくりを行います。（毎年）
専門研修	スキルアップ支援	随時実施	スタッフ自らが自主的に参加する外部研修等について積極的に支援していきます。スタッフの外部研修（OFF-JT）を支援することは、個々の専門知識を高め、意欲を向上させる意味で重要であり、その蓄えがお客様への魅力あるサービスの提供に反映するものと考えます。（毎年） ・指導者スキルアップ講習会 ・安全衛生講習会 ・ホームページ、チラシ講習会 ・全国青少年施設施設長会議 など

(2) 収支予算書

■ 藤沢市地域子どもの家 収支予算書

【収 入】

(単位：円、税込)

科 目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	内 訳
藤沢市指定管理料収入	93,669,000	94,682,000	94,828,000	121,876,000	122,172,000	藤沢市からの指定管理料
物品販売事業収入	600,000	600,000	600,000	600,000	600,000	自動販売機手数料収入
雑収入	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	自動販売機電気料
収入合計	94,669,000	95,682,000	95,828,000	122,876,000	123,172,000	

【支 出】

(単位：円、税込)

科 目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	内 訳
給料手当支出	2,022,000	2,057,000	2,163,000	4,840,000	4,939,000	正規・非常勤職員給料他手当
臨時雇賃金支出	1,564,000	1,595,000	1,629,000	0	0	臨時職員賃金
福利厚生費支出	579,000	593,000	621,000	807,000	824,000	正規・非常勤・臨時職員法定福利費等
人件費計	4,165,000	4,245,000	4,413,000	5,647,000	5,763,000	
会議費支出	15,000	15,000	15,000	17,000	17,000	運営委員会等納い
通信運搬費支出	19,000	19,000	19,000	22,000	22,000	電話料、郵送料等
消耗品費支出	200,000	200,000	200,000	4,536,000	4,536,000	施設管理運営・事業消耗品 感染症対策消耗品
修繕費支出	3,400,000	3,400,000	3,400,000	4,747,000	4,747,000	施設修繕費
印刷製本費支出	83,000	83,000	83,000	90,000	90,000	パンフレット・子どもの家新聞印刷代
光熱水料費支出	724,000	724,000	724,000	1,188,000	1,188,000	村岡子どもの家・大道子どもの家 光熱水料費
賃借料支出	209,000	209,000	209,000	213,000	213,000	見守る人源泉徴収処理用システム入料
保険料支出	55,000	55,000	55,000	59,000	59,000	施設賠償責任保険料
諸謝金支出	48,934,000	48,934,000	48,934,000	51,927,000	51,927,000	見守る人従事謝礼、講師謝礼
租税公課支出	4,050,000	4,100,000	4,150,000	5,161,000	5,161,000	納付消費税及び地方消費税等
委託費支出	25,062,000	25,062,000	25,062,000	36,487,000	36,487,000	施設維持管理業務委託費等
運営費計	82,751,000	82,801,000	82,851,000	104,447,000	104,447,000	
施設経費計	86,916,000	87,046,000	87,264,000	110,094,000	110,210,000	
本部経費支出	7,753,000	8,636,000	8,564,000	12,782,000	12,962,000	本部運営管理費等
支出合計	94,669,000	95,682,000	95,828,000	122,876,000	123,172,000	

※令和3年度から新型コロナウイルス感染症拡大防止による対策費用を計上しています。

① 再委託の業務

地域子どもの家の日常的な運営については、各地域の運営委員会に委託するほか、機械警備や消防点検等の専門的な業務等については、専門の業者等に再委託します。

なお、本財団では藤沢市の経済の活性化及び地元事業者の育成の観点から「公益財団法人藤沢市みらい創造財団契約に関する規程」において、指名競争入札参加者の指名等については藤沢市内に本支店を展開する地元事業者の育成に配慮することを規定し、修繕や物品の購入等についても、市内業者への優先発注に努めております。

ア 再委託業務一覧（2021年4月1日から2023年3月31日まで） 地域子どもの家18館

業者名	受託企業/団体	本支店種別	契約方法	受託企業団体の概要	予算案（単位：千円）				
					平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
管理運営業務委託	各地域子どもの家運営委員会	市内団体	随時契約 地域、青少年関係者で組織された団体と契約	藤沢市湘南台4-20-7 他市内17施設	20,995	20,995	20,995	32,517	32,517
機械警備業務委託	セコム株式会社	市内支社	入札	藤沢市藤沢496	2,142	2,142	2,142	2,142	2,142
消防用設備点検業務委託	藤さ総合設備(株)	市内本店	随意契約 市内業者優先	藤沢市辻堂本町5-2-3	110	110	110	110	110
大型廃棄物回収業務委託	(株)藤沢市興業公社	市内本店	随意契約 市内業者優先	藤沢市鵠沼神明1-1-17	200	200	200	200	150
草刈・害虫駆除業務委託	市内造園業者	市内本店	随意契約 市内業者優先	未定	1,700	1,700	1,700	1,700	607
広報誌委印刷業務委託	市内印刷業者	市内本店	随意契約 市内業者優先	未定	68	68	68	68	50
施設賠償責任保険等	市内保険屋	市内本店	随意契約 市内業者優先	未定	55	55	55	55	58

イ 市内業者への業務等の発注実績 地域子どもの家18館

業務名	契約業者	本支店種別	住所
緊急通報業務委託	セコム(株)湘南統括支社	市内支店	藤沢市鵠沼東1-2
消防用設備点検業務委託	藤沢総合設備(株)	市内本店	藤沢市鵠沼神明1-1-17
大型廃棄物回収業務委託	(株)藤沢市興業公社	市内本店	藤沢市鵠沼神明1-1-17
草刈・害虫駆除業務委託	(株)高倉園グリーンセンター	市内本店	藤沢市高倉536
	(株)橋本造園土木	市内本店	藤沢市羽鳥4-9-2
広報誌印刷業務委託	(有)博光堂	市内本店	藤沢市藤沢96
施設賠償責任保険等	(株)保険代理店ロイド	市内本店	藤沢市鵠沼藤が谷2-5-10

(3) 効率的な運営

本財団は、今までの指定管理期間にて利用者の安全確保を最優先に管理経費を執行してきました。その中で、利用者サービスの水準を保ちつつ、水道・電気使用量の抑制による料金の縮減や施設ごとの委託契約を一括にすることによる縮減、そして人件費の削減など、様々なコスト縮減を実施してきました。

今後も社会的情勢を見据え、新たなコスト縮減を図ります。

① 地域ボランティアとの協働

ア 地域ボランティアによる運営委員会の設置

地域子どもの家管理運営業務について「地域市民との協働による管理運営」、「地域の子どもは地域で見守り育てる」という趣旨に基づき、実質的な施設管理運営については、地域ボランティアで構成された運営委員会へ委託します。

イ 地域ボランティア「見守る人」による運営

受付、施設利用者の安全管理、コミュニケーション、緊急時対応など、日々の運営業務は地域ボランティアの「見守る人」によって行います。

地域ボランティアが施設利用者と直接触れ合うことで、地域の子ども達と大人がつながり、地域で子ども達を育てていくことに繋がります。



見守る人による受付



子ども達の見守り



運営委員会の表彰

② コスト削減の徹底

使用済みコピー用紙の再利用など、日常、全職員が多角的な面からコスト削減意識を高め、施設利用者への快適な施設提供を確保しつつ、経費の縮減を図ります。

また、日々の清掃などは地域ボランティア、簡易な樹木剪定などは職員で対応することで、業者に発注せず対応することで経費を縮減すると共に、施設利用者が心地よく利用できるように安全と安心を確保します。



職員・地域ボランティアによる簡易な樹木剪定

③ 光熱水料費の縮減

これまで指定管理者として取り組んできました節電・節水を今後も継続して実施すると共に、職員・地域ボランティアの創意工夫でより一層の経費縮減と環境への配慮に努めます。



日光と照明を組み合わせ
節電に努めます



施設利用者への節水の呼掛け

5 市の施策への理解

(1) 情報の管理体制

個人情報 を正しく取り扱い、適切に保護するため「個人情報保護法」及び「藤沢市個人情報の保護に関する条例」並びに「藤沢市情報公開条例」を遵守すると共に、本財団の個人情報の保護に関する規程等に基づき、今後も公正かつ適正な運営管理に努めます。

なお、子どもの家の運営委員及び見守る人についても、職員と同様の情報管理を研修等を通じて周知し、厳正な管理に努めます。

本財団における情報の管理関連規定

- 個人情報の保護に関する規程
- 情報公開規程
- 藤沢市の公の施設の指定管理者として行う業務に係る藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規程
- 特定個人情報取扱規程
- 文書取扱規程

① 情報公開

法令を遵守し、保有する情報は公開を原則とし、非公開とする情報は適正かつ必要最低限に留めて提供します。

公開請求の諾否決定については、藤沢市情報公開条例等法令や本財団規程を遵守し、かつ適正に対応します。

② 個人情報保護

個人情報の収集にあたっては、その利用目的を明らかにし、必要最小限の内容を直接本人から収集し、同意を得た目的以外に利用や提供をしません。

個人情報の紛失、改ざん、漏えい等を防止し、正確かつ最新の情報を管理し、職務上知り得た情報は、一切外部に漏らさず、職を辞した職員及び見守る人に対しても守秘義務を課します。

組織としての体制を強化するため、責任の所在を明確にすると共に職員を対象とした研修を実施します。

③ 情報セキュリティ対策

情報セキュリティに対する整備の促進を図り、システム管理者を定め、適切な保護を徹底し、ファイリングシステムによる定期的な書類の廃棄を行うと共に、情報漏えいを防止するため、分別によるシュレッダー処理を、適正に実施します。

PCアクセスはログインパスワードを用い、個人情報を含むデータについてもパスワードを設定します。また、パスワードは定期的に変更し、USB等についても使用制限をかけると共に、保管場所についても施錠管理を確実にし、情報セキュリティ対策に努めます。

(2) 環境への配慮

本財団は、「ふじさわ緑の基本計画」に基づき、施設の緑化活動や緑地の保全活動などを実施します。

また、「藤沢市環境基本計画」及び「藤沢市地球温暖化対策実行計画」の趣旨を理解し、環境負荷の低減や環境に配慮した取り組みを実施します。

① 都市緑化の推進

本財団は、緑豊かな町並み景観の形成を図るために植栽の定期的な管理や花壇の設置などの取り組みを実施します。

また、地球温暖化対策、ヒートアイランド現象の緩和のために、緑のカーテンの設置など建物緑化を行い、都市の緑化に努めます。



花壇の設置



定期的な植栽の管理

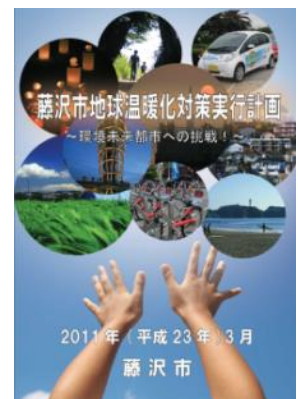


緑のカーテンの設置

② 環境へ配慮した取り組み

「藤沢市環境基本計画」、「藤沢市地球温暖化対策実行計画」に基づき、環境への負荷の低減や環境に配慮した役務を果たします。

日々の業務の中での実践はもちろんのこと、環境負荷の小さい物品などへの計画的な更新など、継続性・実効性を優先した目標を設定し藤沢市の公共施設としての役割に貢献できるよう努めます。



(3) 人権施策への理解

「藤沢市人権施策推進指針【改訂版】」に基づき、すべての人が生まれながらにして持っている権利＝「人権」が尊重されるまちづくりをめざす藤沢市の取り組みを理解し、推進するために人権施策研修を行い、人権意識のさらなる高揚に努めます。

今後も、「藤沢市人権施策推進指針【改訂版】」に基づき、一人ひとりの市民が個人として尊重され、ともに生きるまちづくりに向けた施設運営に努めます。

① 人権を守るための具体的な取り組み

- ・ 職員一人ひとりが、「人権」を正しく理解し、責任を持った行動が取れるよう人権施策推進に関する研修を実施し、人権意識のさらなる高揚を図ります。
- ・ 「藤沢市子どもをいじめから守る条例」に基づき、公共施設としての責務を果たし、保護者や当事者から気軽に相談できる環境づくりに取り組みます。
- ・ 外国語（英語等）を用いて利用における注意事項の案内表示を行います。
- ・ セクシュアル・マイノリティの人権を尊重し、多目的トイレの利用を案内するなど、その方にとって最善の施設利用・事業参加の方法を提案します。また、各施設で情報を共有し、施設ごとのマニュアルを整備します。
- ・ 「コンプライアンス行動指針」に基づき、セクシャル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等、職場におけるハラスメントを職員一人ひとりが認識し、その予防と解決に取り組みます。
- ・ 疾病・疾患に対し正しい知識を持ち、施設利用時には細心の注意を払いながら、その方の人権を尊重して対応します。
- ・ 施設内にホームレスと思われる方がいた場合、差別や偏見のない態度で接し、藤沢市に報告するとともに、自立支援に向けた取り組みに協力します。
- ・ 施設のバリアフリー化を図ります。障がいの有無に関わらず、誰もが安心して安全に利用できる優しい施設づくりを推進します。



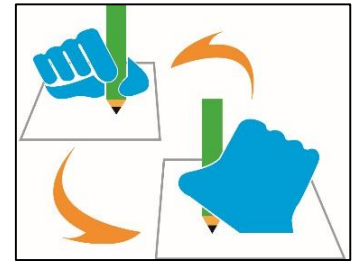
② 障がい者への配慮

ア 子どもの家施設運営の心構え

- (ア) 相手のニーズに真摯に向き合う接遇をめざします。
- (イ) 困っている様子の方を見かけたら、声掛けを行い、問題解決に取り組みます。
- (ウ) 「丁寧」に「繰り返し」相手の意思を確認し、信頼される対応を心がけ、コミュニケーションを大切にします。
- (エ) プライバシーの保護に十分配慮した親切な対応に努めます。
- (オ) 必要とされる支援に合わせた、臨機応変で柔軟な対応に努めます。
- (カ) 障がいに対する正しい理解が地域社会に浸透するよう、一人ひとりが啓発の役割を担っていることを認識し、行動します。

イ 社会的障壁への配慮

- (ア) 事業の参加希望者等に障がいがある場合は、サービスや機会の提供ができるよう合理的な配慮を行います。
- (イ) 肢体不自由者には、見守る人が手動式扉の開閉や、雨等の影響によるスリップなどの危険を取り除き、安全に施設を利用できるよう取り組みます。
- (ウ) 車いすを利用される方には、移動の介助を積極的に行います。
- (エ) 受付へ筆談マークを掲示するなどして、声や耳が不自由な方に対し、筆談等を行い、その方にとって最適なコミュニケーション方法を気軽に行えるように対応します。
- (オ) 目が不自由な方には、積極的な声掛けを行い、必要に応じて誘導も行います。
また、点字ブロックなどユニバーサルデザインを取り入れた施設づくりを推進します。
- (カ) 障がいを持った方も安心して施設を利用できるように多目的トイレを設置します。
- (キ) 知的、発達、精神障がいの方に対し、その方々のペースに合わせ、分かりやすい言葉で説明、対応します。また、必要に応じて身振り手振りのジェスチャーなどを用いることでコミュニケーションを図ります。



筆談マークの掲示



点字ブロック



多目的トイレ

(4) 暴力団排除への対応

公共施設の管理運営業務を実施するにあたり、藤沢市が定める「藤沢市暴力団排除条例」を遵守し、不当行為等の対策に関する要綱や対応マニュアルに則り、今後も安全安心な施設の管理運営に努めます。

本財団の暴力団排除への関連規定

- 暴力団排除に関する規程
- 不当行為等の対策に関する要綱
- コンプライアンス行動指針

① 暴力団排除の推進

本財団は、警察や藤沢市並びに暴力追放運動推進センターと連携して、「暴力団を恐れず・協力せず・利用せず」暴力団排除の推進に積極的に取り組みます。

② 暴力団員等による不当行為等の防止

組織体制、防止措置、対処方法等についての必要な事項を定めた「不当行為等対応マニュアル」に基づき、適正な対応に努めます。

神奈川県公安委員会の「不当要求責任者講習会」や藤沢市の「不当要求行為等対策講演会」等に参加し、「不当要求防止責任者選任事業所」の標章を掲出して、職員一丸となり暴力団員等による不当な要求の防止に努めます。



不当要求防止責任者選任事業所

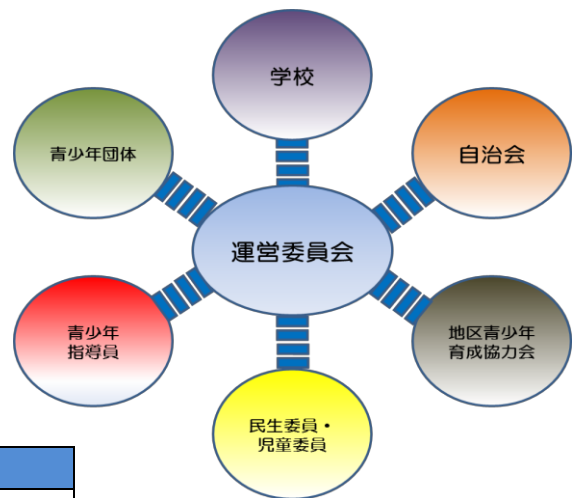
6 特記項目

(1) 地域住民との協働・連携体制

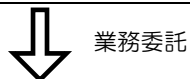
公の施設を管理する上で、その機能を十分に発揮するためには、地域との緊密な協働・連携体制の構築は不可欠であると考えており、「地域の子どもは地域で見守り育てる」という趣旨のもと、施設の管理運営を地域住民で構成される運営委員会に委託しており、地域の特色を活かした運営を行っております。日常の子ども達の見守りにについても、地域ボランティアである見守る人が行うなど地域住民との協働・連携の中で成り立っております。今後も、これまで培ってきた信頼関係をさらに強化します。

① 運営委員会による施設運営

地域の自治会や青少年団体・青少年育成団体、青少年関係団体の代表者によって各施設に運営委員会を組織し、地域と本財団が役割を分担しながら、管理運営及び事業を委託することで、地域で運営を行います。



(公財) 藤沢市みらい創造財団	
業務内容	
<ul style="list-style-type: none"> ・藤沢市および子どもの家運営委員会との連絡調整 ・運営委員長会議の開催 ・広報紙の発行 ・契約事務等 ・光熱水量費等の支払い ・災害時の災害対策本部 ・運営委員、見守る人を対象とした研修会の実施 ・施設保全、修繕の実施 ・定期施設巡回の実施 ・全体的な消耗品の供給 ・備品台帳の管理 ・その他全体の運営および事務機能 	



地域子どもの家運営委員会	
業務内容	
<ul style="list-style-type: none"> ・地域子どもの家の運営業務 ・運営委員の推薦および見守る人の採用 ・財団事務局との連絡調整 ・事業の計画、運営、実施、報告 ・清掃業務 ・見守る人による日常業務ほか 	



② 運営委員会による事業

各施設で実施する事業については、各運営委員会で企画しています。準備から開催までを運営委員会が中心となり、見守る人や地域協力者などボランティアでつくりあげています。

事業内容については、季節感のある事業や伝承文化事業地域など、地域の特色や人材を生かした様々な事業を実施しています。



クリスマス会では
運営委員長がサンタ役



事業では運営委員さんが工作指導



開館30周年記念イベント
運営委員会が企画・準備・実施まで行います



運営委員による
手作りデコレーション

③ 地域での子どもの見守り

日常の子ども達の見守りは、各運営委員会が推薦した地域ボランティアが「見守る人」として行います。

見守る人は親切で丁寧な対応を心がけ、子どもの遊びや利用をサポートしています。



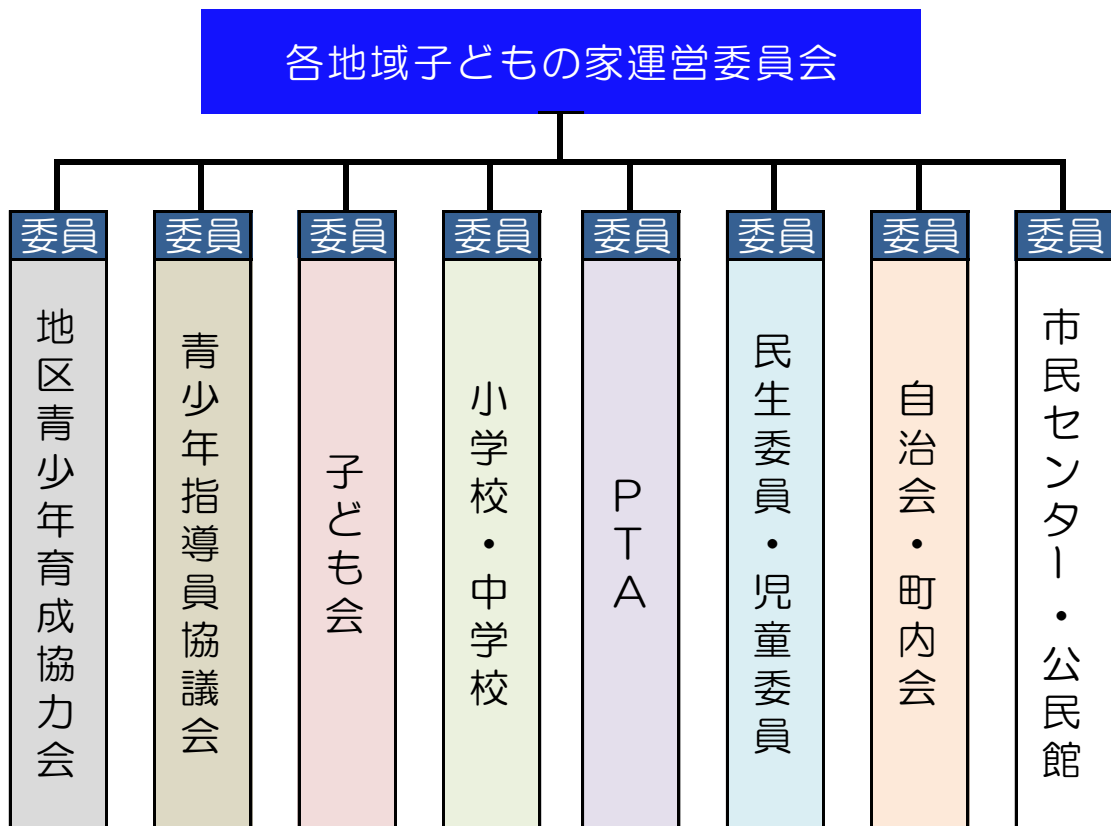
(2) 青少年団体との協働・連携

施設の運営、事業を行っている運営委員会の委員の多くは、地域団体や青少年団体に所属しており、各団体とのつながりが確立されています。

また、近隣の小学校長も運営委員に入っており、事業の周知や学校施設の借用、利用する子どもの相談など密接な連携を図っています。

① 関係団体所属の運営委員

運営委員会を構成している地域の方々のほとんどは、地域団体や青少年関係団体及び近隣小学校の関係者であるため、各運営委員会と地域の各団体とは密接な連携を図っています。



(3) 青少年育成事業推進の実績

本財団は、今までの指定管理期間にて地域性や施設の特徴を活用した事業を実施してきました。

今後も「第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画」を十分に理解した上で、地域や施設の特徴を存分に活かした事業の提供を図ります。

遊び場・居場所の提供

設置目的である「子どもの遊び場を提供し、その心身の健全な発達を図る」ため、遊具等の点検整備、利用者のニーズに添った玩具の提供など安全に楽しく遊ぶことのできる遊び場・居場所の提供を行いました。



各施設の特徴を生かした事業の展開

地域子どもの家の運営委員会にて企画・運営を行い、季節感のある事業や伝統文化的な事業を地理的特性や地域人材などの特色を生かした事業を実施し、日々遊びに来る場所だけでなく青少年健全育成の場として子ども達の体験の場を提供してきました。



節分や七夕などの季節感のある事業



昔遊びや和太鼓などの伝承文化事業



子育て中の保護者を支援



地域の特色を活かした事業の展開

平成30年度 地域子どもの家事業実績 ①

施設名	実施日	内 容	参加者数
湘南台	H30年5月26日(土)	丸太小屋まつり	192人
	H30年6月30日(土)	七夕	71人
	H30年8月6日(月)	夏遊び	59人
	H30年12月1日(土)	お楽しみ会	56人
	H31年1月13日(日)	どんど焼き	170人
	H31年2月2日(土)	節分	69人
片 瀬	H30年5月27日(日)	片瀬こどもらんどまつり	278人
	H30年6月30日(土)	らんど工作教室	-
	H30年6月30日(土)~7月7日(土)	たなばた週間	45人
	H30年7月24日(火)	グリーン大作戦	47人
	H30年9月20日(木)	お月見飾り	6人
	H30年11月1日(木)~3日(土)	みんなで考えよう	延べ 60人
	H30年11月11日(日)	お楽しみ天国	44人
	H30年12月27日(木)	クリーン大作戦	33人
	H31年1月27日(日)	節分・豆まき	65人
	毎月第3土曜日	けん玉くらぶ	小学生登録者11人
	H30年5月・6月・11月・H31年1月	らんどニュース発行	-
羽 鳥	H30年6月2日(土)	はとりんぼ大会	206人
	H30年7月1日(日)	七夕の集い	127人
	H30年8月25日(土)	夏祭り	65人
	H30年9月19日(水)	十五夜のつどい	28人
	H30年11月24日(土)	おたのしみ会	120人
	H31年2月2日(土)	節分のつどい	108人

平成30年度 地域子どもの家事業実績 ②

施設名	実施日	内 容	参加者数
中 里	H30年5月27日(日)	ギネス大会	141人
	H30年7月7日(土)	七夕まつり	166人
	H30年7月14日(土)	清掃デー	70人
	H30年10月21日(日)	ゲームランド	193人
	H30年11月3日(土)	ユースデイ	493人
	H30年12月22日(土)	クリスマス会	160人
	H31年2月16日(土)	感謝祭	72人
	H31年3月9日(土)	おしごと天国	151人
藤 沢	H30年5月26日(土)	子どもの家まつり	52人
	H30年6月30日(土)	七夕まつり	58人
	H30年9月29日(土)	ヨガ教室	22人
	H30年12月15日(土)	クリスマス会	36人
	H31年2月2日(土)	節分	60人
鵜 沼	H30年7月7日(土)	七夕まつり	83人
	H30年7月18日(水)	大そうじ	41人
	H30年9月3日(月)	鶺鴒まつり	189人
	H30年10月27日(土)	いもほり	146人
	H30年12月1日(土)	大かるた・おしるこ会	110人
	H31年1月26日(土)	豆まき	68人
大 越	H30年4月29日(日)~5月10日(木)	こどもの日祭り週間	-
	H30年5月13日(日)	ギネスチャレンジ大会	94人
	H30年7月7日(土)	たなばた	93人
	H30年11月18日(日)	大掃除	17人
	H30年12月8日(土)	おたのしみ会	91人
	H31年2月3日(日)	豆まき	92人
	H31年2月15日(金)~3月4日(月)	ひなまつり週間	-

平成30年度 地域子どもの家事業実績 ③

施設名	実施日	内 容	参加者数
大 庭	H30年5月26日(土)	子どもの家まつり	125人
	H30年6月18日(月) 10月29日(月)	歌ってあそぼう!!	37人
	H30年7月1日(日)	30周年イベント&七夕まつり	214人
	H30年7月21日(土)、23日(月)、 24日(火)	プチイベント ちびっこトレジャー 水遊び	延べ 218人
	H30年11月10日(土)	ちびっこクリーン大作戦	88人
	H30年12月8日(土)	サンタぼっくりを作ろう	80人
	H31年1月26日(土)	豆まき	134人
	六 会	H30年4月29日(日)	子どもの家まつり
H30年7月3日(火)		七夕祭り	-
H30年7月21日(土)		どろんこサマーフェスティバル	110人
H30年9月21日(金)		お月見	-
H30年12月24日(祝)		クリスマス会	64人
H31年1月中		伝承行事・松飾	-
長 後	H30年6月2日(土)	わんぱく城まつり	290人
	H30年7月7日(土)	七夕まつり	79人
	H30年10月28日(日)	人形劇	26人
	H30年11月17日(土)	おそうじ大作戦	22人
	H30年12月1日(土)	クリスマスのつどい	61人
	H31年2月16日(土)	おひなさまを作ろう	30人
	毎月1回金曜日	子育てひろばタンポポ	251人
鵜 南	H30年5月19日(土)	ひよっこり鵜南島まつり	122人
	H30年6月30日(土)	七夕まつり	88人
	H30年11月10日(土)	手作り教室	45人
	H31年2月2日(土)	豆まき	37人
八 松	H30年6月16日(土)	スタンプラリー	108人
	H30年9月8日(土)	マジックショー	64人
	H30年12月8日(土)	クリスマス会	91人
	H31年3月9日(土)	ブラバンづくり	84人

平成30年度 地域子どもの家事業実績 ④

施設名	実施日	内 容	参加者数
本 町	H30年7月7日(土)	七夕まつり	101人
	H30年12月1日(土)	元気王国開設25周年記念事業	265人
	H30年12月9日(日)	冬のクラフト	90人
	H30年12月9日(日)	冬のクラフト	90人
	H31年2月2日(土)	節分 豆まき	28人
	毎月1回土曜日	つくってあそぼ	-
	年間7回	絵本の音	90人
秋葉台	H30年6月2日(土)	ちびパラまつり	382人
	H30年10月27日(土)、28日(日)	地域文化祭	-
	H30年11月10日(土)	むかしあそび	374人
	H30年12月8日(土)	クリスマス会	261人
	H30年12月27日(木)	大そうじ	-
	H31年2月2日(土)	豆まき	122人
	H31年3月2日(土)	花まつり	165人
高 谷	H30年4月28日(土)	こどもの日まつり	133人
	H30年7月7日(土)	七夕まつり	173人
	H30年8月25日(土)	ゆうゆうランドまつり	54人
	H30年12月15日(土)	クリスマス会	154人
	H31年2月2日(土)	節分	78人
俣 野	H30年6月23日(土)	ギネス大会	126人
	H30年7月7日(土)	七夕まつり	97人
	H30年7月21日(土)～25日(水)	夏のクリーン週間	延べ 33人
	H30年12月9日(日)	おたのしみ会	74人
	H30年12月10日(月)～15日(土)	冬のクリーン週間	-
	H31年2月3日(日)	豆まき	60人
村 岡	H30年5月12日(土)	のびランまつり	214人
	H30年7月1日(日)～7日(土)	七夕まつり	延べ 345人
	H30年10月31日(水)	ハロウィン	52人
	H30年12月8日(土)	クリスマス会と工作	210人
	H31年2月3日(日)	豆まき	44人
	H31年3月15日(金)	幼児のための音楽会	42人
	春休み3回、夏休み9回	卓球開放	延べ 220人
	春夏秋冬	伝承事業	-
	年間随時	折り紙細工	-

